

昭和二十五年法律第二百十一号
地方交付税法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

(用語の意義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地方交付税 第六条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう国が交付する税をいう。

二 地方団体 都道府県及び市町村をいう。

三 基準財政需要額 各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該地方団体について第十一条の規定により算定した額をいう。

四 基準財政収入額 各地方団体の財政力を合理に測定するために、当該地方団体について第十四条の規定により算定した額をいう。

五 測定単位 地方行政の種類ごとに設けられ、かつ、この種類ごとにその量を測定する単位で、毎年度の普通交付税を交付するために用いるものをいう。

六 単位費用 道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準とし、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用(当該測定単位の数値につき第十三条第一項の規定の適用があるものについては、当該規定を適用した後の測定単位の単位当たりの費用)で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘ずべきものをいう。

(運営の基本)

第三条 総務大臣は、常に各地方団体の財政状況の確かな握り努め、地方交付税(以下「交付税」といふ)の総額が第十条本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる

税」という。の総額を、この法律の定めると

ころにより、財政需要額が財政収入額をこえることと目途として交付しなければならない。

本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。

地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するよう努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

(総務大臣の権限と責任)

第四条 総務大臣は、この法律を実施するため、次に掲げる権限と責任とを有する。

一 每年度分として交付すべき交付税の総額を見積ること。

二 各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、及びこれを交付すること。

三 第十条、第十五条、第十九条又は第二十条の二に規定する場合において、各地方団体に対する交付税の額を変更し、減額し、又は返還させること。

四 第十八条に定める地方団体の審査の申立てを受理し、これに対する決定をすること。

五 第十九条第七項(第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)に定める異議の申し出を受理し、これに対する決定をすること。

六 第二十条に定める意見の聴取を行うこと。

七 交付税の総額の見積り及び各地方団体に交付すべき交付税の額の算定のために必要な資料を収集し、及び整備すること。

八 収集した資料に基づき、常に地方財政の状況を把握し、交付税制度の運用について改善を図ること。

九 前各号に定めるもののほか、この法律に定める事項

(交付税の算定に関する資料)

第五条 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を総務大臣に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

2 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十四に相当する額とする。

3 每年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の六に相当する額とする。

(特別交付税の種類等)

第六条の三 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条本文の規定によつて各

地方団体について算定した額の合算額をこえる

ばならない。

市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の基準財政需要額及び基準財政

収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料を都道府県知事に提出するとともに、これらの資料の基礎となる事項を記載した台帳をそなえておかなければならぬ。

都道府県知事は、前項の規定により提出された資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

内閣は、交付税の交付に当つては、地方財政が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に掲げるその内訳

一 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

二 使用料及び手数料

三 起債額

四 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

五 国庫支出金

六 雜収入

七 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ 国庫支出金に基く経費の総額

ハ 地方債の利子及び元金償還金

(交付税の額の算定期日)

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に掲げるその内訳

一 地方団体の歳入総額及び左の各号に掲げるその内訳

イ 岁出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ 国庫支出金

ハ 地方債の利子及び元金償還金

(交付税の額の算定期日)

第八条 各地方団体に対する交付税の額は、毎年四月一日現在により、算定する。

(廃置分合又は境界変更の場合の交付税の措置)

第九条 前条の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対する交付税の措置については、左の各号の定めるところによる。

二 廃置分合に因り一の地方団体の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該廃置分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであつた交付税の額は、総務省令で定めるところにより、廃置分合若しくは境界

変更に係る区域又は境界変更に係る区域を除いた当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれそれ当該年度の四月一日に存続したものと仮定した場合において、これらの方団体に対し交付すべきであった交付税の額にあん分し、当該あん分した額を廃置分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(普通交付税の額の算定)

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政收入額をこえる地方団体に対して、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政收入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×(財源不足額の合算額／普通交付税の総額)／基準財政需要額が基準財政收入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額)

総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の額の増加その他特別の事由がある場合には、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合には、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

（基準財政需要額の算定方法）									
第十一條 基準財政需要額は、測定単位の数値を用いて算定するものとする。									
第十三条 の規定により補正し、これを当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額とする。									
校 費	1 費	3 費	4 費	他 の	4	費 3	費 2	費 1	費 方
小 学	教 育	教 育	土 木	そ の		港 湾	河 川	橋 り よ う	類 種 の 体 団 地
教職員数	人 口	長 長	漁 港	に お け る 外 郭 施 設 の 延 長	長 長	港 湾 に お け る 係 留 施 設 の 延 長	道 路 の 面 積	警 察 職 員 数	經 費 の 種

費 填 税 九	還 費 算 八	復旧費	災害	3 地域	2 費 振興費	1 費 徴稅
債 減	債 補 正			恩給		
償 収 地 方				人口		世帶數
可を得た地方債の額	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債(発行について地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。(以下同じ。))による元利償還金(償還期限の満了の日において元金の全部を償還することとして発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、その償還が元金均等半年賦償還の方法によることとした場合における元利償還金に相当する額。(以下同じ。))	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	平成十六年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額		

費6 祉費 者保 健福 高齡	祉5 費も 子育 生費 保健 高福 生活 社会	祉4 費4 衛生 費3 福祉 費2 保護 費1	祉4 費4 他の 教育 その 他の 教育	学校3 校費 高等	学校2 校費 中学	学校1 校費 小学	学校3 校費 小学	学校2 校費 教育	学校1 校費 土木	学校6 他の 道費 その 道費	学校5 校費 下水	学校4 校費 公園	計画3 費3 都市
清掃	人口	人口	人口	市部人口	人口	生徒数	教職員数	学校数	学校数	学校数	児童数	人口	人口
人口 七十五歳以上人口	六十五歳以上人口	十八歳以下人口	人口	人口	人口	人口	教職員数	学校数	学校数	学校数	児童数	人口	人口

農業	林野	水産行政	3 商工	3 行政費	1 行政費	五 経済費
農家数	林業及び水産業の従業者数	人口	人口	徴税	総務	農業
世帯数	世帯数	戸籍数	戸籍数	基本戸籍	台帳費	地域
人口	人口	戸籍	戸籍	住民基本	1 費	2 費
面積	災害復旧事業費の財源に充てたため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	災害復旧費	災害	7 振興費	3 台帳費	8 対策事業
辺地	辺地対策事業費の財源に充てたため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	補正予算債償還費	補正予算債償還費	9 九	10 十	費 債 税
元利償還金	平成四年度から平成十年度までの各年度において国補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	地方債の額	地方税の減収補填のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た	可を得た地方債の額	可を得た地方債の額	可を得た地方債の額

口 一 人	測定単位の種類	測定単位の数値の算定の基礎	財源対策債償還費																																												
			十三	時	財政	対	臨	十四	日本	大震	災全	防災	施	策	債	償	還	費	十二	減	税	補	填	債																							
人	口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の	人	位	単	示	表	額	費	還	費	償	還	費	債	償	還	費	十二	減	税	補	填	債																							
3	地方行政	に要する経費のうち個別算定経費以外のものの測定単位は、道府県又は市町村ごとに、人口及び面積とする。	3	二	地	方	行	政	に	要	す	る	絏	費	の	う	ち	個	別	算	定	絏	費	以	外	の	も	の	の	測	定	単	位	は	道	府	県	又	は	市	町	村	ご	と	す	る	。
前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ下欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。	前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ下欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができるところとされた地方債の額臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特に起こすことができるところとされた地方債の額平成二十五年度から令和五年度までの各年度において特に起こすことができるところとされた地方債の額東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の額東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の額令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十六年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができるところとされた地方債の額臨時財政対策のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特に起こすことができるところとされた地方債の額平成二十五年度から令和五年度までの各年度において特に起こすことができるところとされた地方債の額東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の額東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の額令和元年度から令和五年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額																																												

二十 五 等 高 等 學 校 及 び 大 學 的 學 生 數	專 門 學 校 的 學 生 數	立 的 特 別 支 援 學 校 的 高 等 部 的 學 生 數
最近の学校基本調査の結果による当該道府県立の高等専門学校（当該道府県が地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する一項の公立大学法人の設置する高等専門学校を含む。）及び短期大学の学科及び専攻科並びに立団体である同法第六十八条第一項の私立大学（当該道府県が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第六十八条第一項の公立大学法人の設置する大学を含む。）の学部、専攻科及び大学院に在学する学生の数	最近の学校基本調査の結果による当該道府県の区域内の私立幼稚園（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の確認を受けたものを除く。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する児童、児童及び生徒の数	最近の国勢調査の結果による当該道府県の人口（うち町村（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（次号において「福祉事務所設置町村」という。）を除く。）に係るもの）による当該道府県の人口
該地方団体の六十五歳以上の人口	該地方団体の十八歳以下の人口	該地方団体の十八歳以下の人口
三十 六 歲 以 上 人 口	二十 九 歲 以 下 人 口	二十八 歲 以 下 人 口
人 口 數	人 口 數	人 口 數

三 十 七 歲 以 上 人 口	三 十二 歲 以 上 人 口	三 十一 歲 以 上 人 口
最近の農業に係る基幹統計調査（以下「農林業センサス」という。）の結果による当該地方団体の農家（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農地所有適格法人を含む。）の数	最近の農林業センサスの結果による当該道府県の林野（国有林野並びに道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に掲げる森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）の所管する林野を除く。）の面積	最近の農業に係る基幹統計調査（以下「農林業センサス」という。）の結果による当該道府県の林野（国有林野並びに道府県及び分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に掲げる森林整備法人（以下「森林整備法人」という。）の所管する林野を除く。）の面積
該地方団体の六十五歳以上の人口	該地方団体の十八歳以下の人口	該地方団体の十八歳以下の人口
農 家 數	農 家 數	農 家 數

四 十 歲 以 上 人 口	災 害 復 舊 事 業 財 源 に 充 て る た だ り 可 能 性 に 關 す る 元 利 償 還 金	四 十 歲 以 上 人 口
退職年金に関する条例により当該道府県の退職年金を受ける権利を有する者の数	（1）国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費並びに道府県大蔵省及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するもの（当該年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも	（1）国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費並びに道府県大蔵省及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た地方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するもの（当該年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも
該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数	（2）国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも	（2）国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも
該道府県から恩給を受ける権利を有する者の数	（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国に行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る元利償還金	（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る元利償還金

戶 人	人 人 人 人 人 人	人 人 人 人 人 人
最新の国勢調査の結果による当該道府県の世帯数	最新の国勢調査の結果による当該道府県の世帯数	最新の国勢調査の結果による当該道府県の世帯数
該市町村の世帯数	該市町村の世帯数	該市町村の世帯数
恩給法（大正十二年法律第四十 八号）を準用する法律の規定に より当該年度の前年度において 該道府県から恩給を受ける権	恩給法（大正十二年法律第四十 八号）を準用する法律の規定に より当該年度の前年度において 該道府県から恩給を受ける権	恩給法（大正十二年法律第四十 八号）を準用する法律の規定に より当該年度の前年度において 該道府県から恩給を受ける権

四十 歲 以 上 人 口	災 害 復 舊 事 業 財 源 に 充 て る た だ り 可 能 性 に 關 す る 元 利 償 還 金	四十 歲 以 上 人 口
利を有する者及び当該道府県の退職年金に関する条例により当該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数	（1）国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費並びに道府県大蔵省及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも	（1）国庫の負担金を受けて施行した災害復旧事業に係る経費並びに道府県大蔵省及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも
該年度の前年度において当該道府県から退職年金を受ける権利を有する者の数	（2）国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも	（2）国庫の負担金を受けて施行した特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条第一項の事業計画に基づく事業に係る経費又は国の行う災害復旧事業に係る負担金に充てるため発行に付いて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金及び国庫の負担金を受けて同意又は許可を得た方債（平成二十二年度から令和五年度までの各年度において発行に付いて同意又は許可を得た方債で総務大臣の指定するものを除く。）の当該年度における元利償還金（（6）に掲げるも
該道府県から恩給を受ける権利を有する者の数	（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る経費又は国に行う災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る元利償還金	（3）国庫の負担金を受けて施行した災害に伴う緊急の砂防事業、地すべり対策事業、治山事業若しくは河川事業に係る元利償還金

円 千

円 千

円 千

(1) 道府県にあつては道府県民税の法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、地方法人特別譲与税並びに特別法人事業譲与税の減収補填のため平成十六年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額、市町村にあつては市町村民税の法人税割、地方税法(昭和二十一年法律第二百二十六号)第七十一条の二十六の規定により市町村に対し交付するものとされる利子割に係る交付金(以下「利子割交付金」という)及び同法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(以下「法人事業税交付金」という)の減収補填のため平成十七年度から令和五年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分の七十五に相当する額

(2) 道府県にあつては地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(第十四条第一項及び第三項において一市町村たばこ税都道府県交付金)といふ。地方揮発油譲与税及び航空機燃料譲与税の減収補填のため令和二年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額、市町村にあつては市町村たばこ税、同法第七十二条の百十五の

四千

一般公共事業、空港整備事業、公園緑地整備事業、義務教育施設及び廃棄物処理施設の建設事業等に係る経費に充てるため平成十三年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものの額

四千

方税法等改正法」という。) 第一条の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定によると個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成六年度及び平成七年度の減収額六年度及び平成七年度の減収額による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条の規定による改正前年の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十六条の四第一項に規定する普通乗用自動車の譲渡等に係る消費税の税率の特例の適用期間の終了による平成六年度における消費税の収入の減少に伴う道府県民税の税率の減少による同年度及び平成七年度の減収額は市町村に対して譲与される消費譲与税の額の減少による同年度及び平成七年度までの各年度の減収額(3) 地方税法及び国有資産等による個人の道府県民税又は市町村民税の平成六年度から平成八年度までの各年度の減収額(4) 地方税法附則第三条の四の規定による改正前の地方税法附則第三条の四の規定による改正前の市町村民税の平成八年度までの各年度の減収額(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第十九号)第一条の規定による改正前の市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収額(6) 地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができる度において起こすことができる度におよびされた地方債の額

(1) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二十四号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十六年度から平成十八年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額

(2) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成十九年度から平成二十一年度までの各年度において起こすこととができることとされた地方債の額

(3) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第二項の規定により平成二十二年度において起こすこととができることとされた地方債の額

(4) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第五号)第五条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度において起こすこととができることとされた地方債の額

(5) 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三号)第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度において起こすこととができることとされた地方債の額

(6) 地方交付税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六号)第三条の規定による改正

四千

前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により平成二十九年度から令和元年度までの各年度において起こすことができるることとされた地方債の額（7）地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和二年から令和四年度までの各年度において起こすことができることとされた地方債の額（8）地方財政法第三十三条の五の二第一項の規定により令和五年度において起こすことができることとされた地方債の額（1）東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき平成二十五年度から平成二十七年度までの間ににおいて実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（1）に掲げるものを除く。）で総務大臣の指定するもの額（2）全国的に、かつ、緊急に実施する防災及び減災のための施策に要する費用に充てるため平成二十五年度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債（1）に掲げるものを除く。）で総務大臣の指定するものの額

四千

四千

<p>度において国士強靭化施策による費用に充てて、たために、行つて、は許可を得た地方債の額</p> <p>度から令和五年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債で総務大臣の指定するものの額</p>
<p>第一項の測定単位ごとの単位費用は、別表第一に定めるとおりとする。</p>
<p>第二項の測定単位ごとの単位費用は、別表第二に定めるとおりとする。</p>
<p>地方行政に係る制度の改正その他特別の事由により前二項の単位費用を変更する必要が生じた場合には、国会の閉会中であるときに限り、政令で前二項の単位費用についての特例を設けることができる。この場合においては、政府は、次の国会での法律を改正する措置をとらなければならない。</p>
<p>(測定単位の数値の補正)</p> <p>第十三条 面積、高等学校の生徒数その他の測定単位で、そのうちに種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たりの費用に差があるものについては、その種別ごとの単位当たりの費用の差に応じ当該測定単位の数値を補正することができる。</p> <p>前項の測定単位の数値の補正（以下「種別補正」という。）は、当該測定単位の種別ごとの数値に、その単位当たりの費用の割合を基礎として総務省令で定める率を乗じて行うものとする。</p> <p>前条第三項及び前二項の規定により算定された測定単位の数値は、地方団体ごとに、当該測定単位につき次に掲げる事項を基礎として次項に定める方法により算定した補正係数を乗じて補正するものとする。</p>

二 人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの

三 地方団体の態容

四 段階

人口その他の測定単位の数値の多少による

前項の測定単位の数値に係る補正係数は、経費の種類ごとに、かつ、測定単位ごとにそれぞれ次に定める方法を基礎として、総務省令で定めることにより算定した率とする。

一 前項第一号の補正（以下「段階補正」といいう。）は、当該行政に要する経費の額が測定単位の数値の増減に応じて遞減し、又は遞増するものについて行うものとし、当該段階補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。この場合において、行政機能等の差があることにより経費の額が割高又は割安となるため第三号イの補正の適用される経費については、当該経費の測定単位の数値に当該割高となり、又は割安となる度合に応じて総務省令で定める率を乗じた数値を用いて当該段階補正に係る係数を算定することができるものとする。

二 前項第二号の補正（以下「密度補正」といいう。）は、当該行政に要する経費の額が人口密度、道路一キロメートル当たりの自動車台数その他これらに類するもの（以下この号において「人口密度等」という。）の増減に応じて通減し、又は通増するものについて行うものとし、当該密度補正に係る係数は、超過累退又は超過累進の方法により総務省令で定める率を用いて算定した人口密度等を当該率を用いないで算定した人口密度等で除して算定する。

三 前項第三号の補正（以下「熊谷補正」という。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が、地方団体の態容に応じてそれぞれ割高となり、又は割安となるものについて行うものとし、当該態容補正に係る係数は、次に掲げるところにより算定する。

イ 道府県の態容に係るものにあつては、当該道府県の区域内の市町村について行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいて割高となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の全部又は一部の種類に応

四 前項第四号の補正（以下「寒冷補正」といふ。）は、当該行政に要する経費の測定単位当たりの額が寒冷又は積雪の度合により割高となるものについて行うものとし、当該寒冷補正に係る係数は、その割高となる給与の差、寒冷の差又は積雪の差ごとに、地域の区分に応じそれぞれその割高となる度合を基礎として総務省令で定める率を当該地域における測定単位の数値（当該地域における測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口）に乘じて得た数を当該率を用いないで算定した数値で除して得た数値の合計数に一を加えて算定する。

前条第一項の測定単位の数値については、第十一項に定めるもののほか、地方団体の種類ごとに次の表の経費の種類の欄に掲げる経費に係る測定単位の欄に掲げる測定単位につき、それぞれ補正の種類の欄に掲げる補正を行ふものと

八 小学校費、中学校費、社会福祉費その他
の経費で総務省令で定めるものに係るもの
にあつては、人口の年齢別構成、公共施設
の整備の状況その他地方団体の態容に応じ
て当該経費を必要とする度合について、総
務省令で定める指標により測定した総務省
令で定める率を乗じて算定した数値を当該
率を乗じないで算定した数値で除して算定
する。

じ、総務省令で定める率を当該区域内の市町村の種類ごとの測定単位の数値（当該市町村の種類ごとの測定単位の数値によることができないか、又は適当でないと認められる経費で総務省令で定めるものについては、人口その他総務省令で定める数値）に乗じて得た数値を合算した数値を当該率を乗じないで算定した市町村ごとの数値を合算した数値で除して算定する。

口 市町村の態容に係るものにあつては、行政の質及び量の差又は行政権能等の差に基づいてその割合となり、又は割安となる度合を基礎として市町村の種類に応じ、総務省令で定める率を乗じて算定した数値を当該率を乗じないで算定した数値で除して算定する。

県府道												種類の体団方地							
学校費	別支援特	4費	等3学校	学校費	2学校	学校費	1小育費	3木教	4のそ他の	4他	3港	2川費	1橋りよう費	2木費	二土	1木費	二土	察一警	種類経費の
教職員数	生徒数	教職員数	教職員数	教職員数	人口	郭施設の延長	漁港における外	郭施設の延長	港湾における外	港湾における外	河長	河川の延長	道路の延長	道路の面積	道路の面積	警察職員数	測定単位		
補正	及び	態容補正	態容補正	及び	補正	及び	密度補正、	態容補正	及び	密度補正	段階補正	態容補正	種別補正	態容補正	及び	密度補正、	態容補正	段階補正	
寒冷	及び	寒冷	寒冷	及び	寒冷	及び	寒冷	寒冷	寒冷	寒冷	寒冷	寒冷	寒冷	寒冷	及び	寒冷	寒冷	寒冷	

源十 対策財 ら令和五 年年度ま か	費債取方九 償補税 還填減地	費債正八 償予 還算補	費害七復 旧災	費域2振興 地徵	稅費1務費 總商	費工行 產政	費3行 水政	費野2行政 林	公有以外の林野 の面積
額	の額	の額	災害復旧事業費	人口	世帯数	人口	水産業者数		
平成十六 年度ま か	得た地 方債の許 可の特 別な年 度に同 意され た場合 の各年 度にお いて特 別な年 度に發 行され た地方 債の減 収額	地方稅の 減收額	地方稅的 に充て るため發 行された 地方債の 額	の財源に 充てられ るため發 行された 地方債の 額	算等に係 る事業 費の財源 に充てら れるため の各年 度にお いて同 意され た地方 債の額	の財源に 充てられ るため發 行された 地方債に 係る元利 償還金	災害復旧 事業費に 充てられ るため發 行された 地方債に 係る元利 償還金	段階補正、 及び寒冷 度補正、 密度補正、 及び熱容 度補正	段階補正 及び熱容 度補正
種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	種別補正	段階補正 及び熱容 度補正	段階補正 及び熱容 度補正	段階補正 及び熱容 度補正	段階補正 及び熱容 度補正

（注）各年度の財政対策は、原則として、(1) 地方債償還費、(2) 地方債償還額、(3) 地方債償還額と(4) 地方債償還額の合計額の順に記載する。
 また、(1) 地方債償還費は、(2) 地方債償還額と(3) 地方債償還額の合計額を算出する。
 なお、(4) 地方債償還額は、(1) 地方債償還費と(2) 地方債償還額の合計額を算出する。

種別補正		種別補正		種別補正		種別補正		村町市			
学校費	1 育 教	2 土 木 費	3 の 他 の そ 下	4 園 費	5 水 道 費	6 市 計 画	7 都	8 港	9 1 本 費 路 橋 り 道	10 2 よ う 費 1 本 費 土	11 防 消
学級数	児童数	人口	人口	人口	漁港における外 郭施設の延長 漁港における係 留施設の延長	漁港における外 郭施設の延長 漁港における係 留施設の延長	港湾における外 郭施設の延長 漁港における係 留施設の延長	港湾における係 留施設の延長	道路の延長	道路の面積	人口
補正及び寒冷	密度補正	補正及び密度補正	密度補正及び密度補正	段階補正、 及び密度補正	密度補正及び 密度補正	密度補正及び 密度補正	密度補正及び 密度補正	密度補正及び 密度補正	種別補正、 及び寒冷	種別補正、 及び寒冷	段階補正、 及び密度補正

治法第二百八十四条第一項の一部事務組合又は
広域連合をいう。)を組織している地方団体に
係る補正係数の算定方法及び測定単位の数値の
補正後の数値の算定方法については、総務省令
で前各項の規定の特例を設けることができる。
災害復旧費に係る測定単位の数値について
は、総務省令で定めるところにより、当該数値
の当該地方団体の税収入額に対する比率に応
じ、補正するものとする。

前各項に定めるもののほか、補正係数の算定
方法につき必要な事項は、総務省令で定める。
(基準財政収入額の算定方法)

し、指定市を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から軽油引取税交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、環境性能割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から同法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、「環境性能割交付金」という。(の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該道府県の市町村たばこ税都道府県交付金の収入見込額の百分の七十五の額(当該道府県の特別法人事業譲与税の収入見込額の百分之七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額の合併基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額(「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合併基準率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額(当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする)、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該市町村を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該市町村の法人消費税交付金の収入見込額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金第二条第一項の国有

「市町村交付金」という。の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。）、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、基準税率をもつて算定した当該指定市を包括する道府県の法人の行う事業に対する事業税の収入見込額を基礎として地方税法第七十二条の七十六の規定の例により算定した当該指定市の法人事業税交付金の収入見込額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん税、譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とす。

三	二	一	税	方	消	費	地	譲	貨	不	物	割	2	渡	割	1	税
道	府	県	たば	こ	税	の	額	前年度の	貨物割の	課税標準等	の額	前年度及び前々年度における	不動産取得税の課税標準等の	額	前年度の	貨物割の	課税標準等
原簿に登録されている共同開発鉱区の面積	三十二条に規定する特定鉱業	五十三年法律第八十一号)第	発に関する特別措置法(昭和	及び可燃性天然ガス資源の開	河床の延長)及び日本国と大	附則第十三条に規定する鉱区	当該道府県の区域内に定置場	前年度中における当該道府県	の区域内に定置場を有した自	動車(地方税法第百四十五条	第三号に規定する自動車をい	う。以下この号において同じ	の取得件数	當該道府県に所在するゴルフ	場の延利用人員	前年度の道府県たばこ税の課	税標準数量
発鉱区の面積	発鉱区の面積	三十二条に規定する特定鉱業	五十三年法律第八十一号)第	発に関する特別措置法(昭和	及び可燃性天然ガス資源の開	附則第十三条に規定する鉱区	当該道府県に所在するゴルフ	場の延利用人員	前年度の道府県に所在するゴルフ	場の延利用人員	前年度の道府県たばこ税の課	税標準数量	の額	前年度の貨物割の課税標準等	の額	前年度の貨物割の課税標準等	
原簿に登録されている共同開	原簿に登録されている共同開	三十二条に規定する特定鉱業	五十三年法律第八十一号)第	発に関する特別措置法(昭和	及び可燃性天然ガス資源の開	河床の延長)及び日本国と大	附則第十三条に規定する鉱区	當該道府県に所在するゴルフ	場の延利用人員	前年度の道府県に所在するゴルフ	場の延利用人員	前年度の道府県たばこ税の課	税標準数量	の額	前年度の貨物割の課税標準等	の額	前年度の貨物割の課税標準等

税	境	森	十	与	税	燃	航	十	与	税	重	自	十	税	石	四	与	税	發	地	方	特	人	付	市	十	定	
税	境	森	十	与	税	燃	航	十	与	税	量	自	十	税	石	四	与	税	發	地	方	特	人	付	市	十	定	
與	林	七	環	環	機	料	空	六	環	機	動	五	動	五	油	四	與	稅	油	油	揮	方	別	業	金	都	一	資
額	前	年	度	的	航	空	機	燃	料	讓	與	額	讓	與	的	前	年	度	的	地	方	特	人	付	市	十	產	
額	前	年	度	的	航	空	機	燃	料	讓	與	額	讓	與	的	前	年	度	的	揮	發	別	事	金	道	一	固	

第十五条 特別交付税は、第十一條に規定する基
準財政需要額の算定方法にてては補足をしない。

（特別交付税の額の算定）

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十
四号）第一百九条第一項の規定により指定を受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同条
第二項の規定により指定を受けた特別史跡
特別名勝若しくは特別天然記念物である土地
古都における歴史的風土の保存に関する特
別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条
第一項の規定により指定を受けた特別保存地区
（同法第八条の規定により、特別保存地区と
して同法の規定が適用される地区を含む。）
の区域内における家屋又は土地

て、総務省令で定めるところにより、当該事情を考慮して交付する。

2 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならぬ。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額のおおむね三分の一に相当する額以下の額となるようを行うものとする。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項に規定する激甚災害その他の事由であつて、関係地方団体の財政運営に特に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものが発生したことにより、前項の規定により難い場合における関係地方団体に交付すべき特別交付税の額の決定については、総務省令で定めるところにより、決定期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けることができる。

4 総務大臣は、第二項前段又は前項の規定により特別交付税の額を決定したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

第十六条 交付税は、毎年度、左の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める額を交付する。ただし、四月及び六月において交付すべき特別交付税の額が前年度の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は前年度においては普通交付税の交付を受けたが、当該年度においては普通交付税の交付を受けないと認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

九月
四月
及び
六月
交付
時期

前年度の当該地方団体に対する普通交付税の額に当該年度の交付税の総額の前年度の交付税の額に対する割合を乗じて得た額のそれぞれ四分の一に相当する額	当該年度において交付すべき当該地方団体に対する普通交付税の額から四月
---	------------------------------------

及び六月に交付した普通交付税の額を控除した残額の二分の一に相当する額

2 当該年度の国の予算の成立しないこと、国の予算の追加又は修正により交付税の総額に変更があつたこと、大規模な災害があつたこと等の事由により、前項の規定により難い場合における交付税の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、交付税の総額の変更の程度、前年度の交付税の額、大規模な災害による特別の財政需要の額等を参考して、総務省令で定めることにより、特例を設けることができる。

3 道府県又は市町村が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた交付税の額が当該年度分として交付を受けるべき交付税の額をこえる場合には、当該道府県又は市町村は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の普通交付税の四月又は六月に交付すべき額が交付されるまでの間

に地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方団体の交付税の額の算定方法は、第九条の規定に準じ、総務省令で定める。

(市町村交付税の算定及び交付に関する都道府県知事の義務)

第十七条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における市町村に対し交付すべき交付税の額の算定及び交付に関する事務を取り扱わなければならない。

2 都道府県知事は、前項の事務を取り扱うため当該市町村の財政状況を的確に知つてゐるよう努めなければならない。

(国税に関する書類の閲覧又は記録)

2 第十七条の二 都道府県知事が前条第一項の規定

により市町村に対し交付すべき交付税の額を算定する場合において、市町村に係る第十四条の規定による市町村に対する普通交付税の額を算定するため、政令に対し、基準財政収入額を算定するため、政府に対し、その基礎に用いる国税の課税の基礎となるべき

所得額及び課税額に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求したときは、政府は、関係書類を都道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(交付税の額の算定に用いた資料に関する検査) 第十七条の三 総務大臣は、都道府県及び政令で定める市町村について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行わなければならぬ。都道府県知事は、当該都道府県の区域内における市町村(前項の政令で定める市町村を除く。)について、交付税の額の算定に用いた資料に關し、検査を行い、その結果を総務大臣に報告しなければならない。

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十一条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

(交付税の額に関する審査の申立て)

第十八条 地方団体は、第十条第四項又は第十五条第四項の規定により交付税の額の決定又は変更の通知を受けた場合において、当該地方団体に対する交付税の額の算定の基礎について不服があるときは、通知を受けた日から三十日以内に、総務大臣に対し審査を申し立てることができる。この場合において、市町村にあつては、当該審査の申立ては、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の審査の申立てを受けた場合はにおいては、その申立てを受けた日から三十日以内にこれを審査して、その結果を当該地方団体に通知しなければならない。この場合において、市町村の審査の申立てに係るものにあっては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。

(交付税の額の算定に用いる数の錯誤等)

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について誤謬があつたことを発見した場合(当該誤謬に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度(次項において「交付年度」という。)以降五箇年度内に発見した場合に限る。)で、当該地方団体について基準財政需要額又は基準財政収入額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、誤謬があつたことを発見した年又はその翌年度において、総務省令で定めるところにより、それぞれその増加し、又は減少すべき額を当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政需要額若しくは基準財政収入額に加算し、又はこれらから減額した額をもつて当該地方団体の当該年度における基準財政需要額又は基準財政収入額とすることができる。

2 普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について誤謬があつたことを発見した年度又はその翌年度においては、総務大臣は、総務省令で定めるところにより、前項の規定が適用される地 方団体で、同項の規定を適用しない場合でも当該地方団体に交付すべき普通交付税の額の算定に用いられるべき基準財政収入額が当該年度における交付税の額の算定の基礎をこえるもの又は同項の規定が適用される結果基準財政収入額が基準財政需要額をこえることとなる地方団体について、交付を受けるべきであった普通交付税の額に満たないときは、当該不足額を限度として、これを当該年度の交付税から交付し、交付年度分として交付を受けた普通交付税の額が交付を受けるべきであつた普通交付税の額をこえるときは、当該超過額を限度として、これを返還させることができる。但し、返還させる場合においては、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聞かなければならぬ。

3 廃置分合又は境界変更のあつた市町村及び錯誤に係る額が著しく多額である地方団体に対する前二項の規定の適用については、総務省令で特例を設けることができる。

4 地方団体がその提出に係る交付税の算定に用いる資料につき作為を加え、又は虚偽の記載をすることによって、不當に交付税の交付を受けた場合には、総務大臣は、当該地方団体が受けるべきであつた額を超える部分(「超過額」という。以下本項及び次項において同じ。)については、当該事實を発見したとき、

直ちに当該超過額を返還させなければならない。

前項の場合において、当該地方団体は、当該超過額に、当該地方団体が当該地方交付税を受けた後灾害があつたことその他の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を减免し、又は期限を指定して延納を許可することができること。

総務大臣は、前五項の規定による措置をする場合においては、その理由、金額その他必要な事項を当該地方団体に対し文書をもつて示さなければならない。この場合において、前二項の規定に該当する地方団体は、総務大臣が示した文書の記載事項をその住民に周知させなければならない。

地方団体は、第一項から第五項までの場合においては、前項の文書を受け取った日から三十日以内に、総務大臣に対し異議を申し出しができる。この場合において、市町村にあつては、当該異議の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日内に決定をして、当該団体にこれを通知しなければならない。この場合において、市町村の異議の申出に係るものにあつては、当該通知は、都道府県知事を経由してしなければならない。（交付税の額の減額等の意見の聴取）

第二十条 総務大臣は、第十一条第三項及び第四項、第十五条第二項から第四項まで並びに前二条に規定する措置をとる場合において必要があると認めるときは、関係地方団体について意見の聴取をすることができる。

総務大臣は、第十一条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十八条第二項並びに前条第一項から第五項まで及び第八項の規定による決定又是処分について関係地方団体が十分な説明を添えて衡平又は公正を欠くものがある旨を申し出たときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。

総務大臣は、前項の意見の聴取の結果、同項の申出に正当な理由があると認めるときは、当

に応じ、年十九五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する加算金を国に納付しなければならない。ただし、当該地方交付税の交付を受けた後灾害があつたことその他の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、総務大臣は、当該加算金を减免し、又は期限を指定して延納を許可することができること。

該決定又は処分を取消し、又は変更しなければならない。

（関係行政機関の勧告等）

第二十条の二 関係行政機関は、その所管に關係がある地方行政につき、地方団体が法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えることを怠つてゐるために、その地方行政の水準を低下させてゐると認める場合には、當該地方団体に対し、これを備えるべき旨の勧告をすることができる。

第二十一条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定に関してはその全区域を道府県と、市区の存する区域を市町村と、それぞれみなして算定した基準財政需要額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。（都の特例）

第二十二条 每年度分として交付すべき交付税の額を算定する場合及び各地方団体に対して交付税を交付する場合並びに加算金を納付させる場合において、五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。（地方財政審議会の意見の聴取）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聽かなければならぬ。
一 交付税の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
二 第七条に規定する翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類の原案を作成しようとするとき。
三 第十条又は第十五条の規定により各地方団体に交付すべき交付税の額を決定し、又は変更しようとするとき。

第二十四条 第五条第三項、第十七条第一項、第十七条の三第二項、第十七条の四第一項後段、第十八条第一項後段及び第二項後段の規定並びに第十九条第七項後段及び第八項後段（これら

は、当該返還され、若しくは納付された年度の翌年度又は翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の算定により、その特別交付税の額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の額に算入する。

第二十五条 都にあつては、道府県に対する交付税の算定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定す

るに第十九条第七項後段及び第八項後段（これら

の規定を第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第一条第九項第一号に規定す

第一条 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十一年四月一日から適用する。（関係法律の廃止）

第二条 地方配付税法（昭和二十三年法律第百一号）及び地方配付税配付金特別会計法（昭和十五年法律第六十七号）は、廃止する。（交付税の総額についての特例措置）

第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定めるところにより、交付税の総額の安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。（令和六年度分の交付税の総額の特例）

第四条 令和六年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額に五千億円を加算した額から第四号から第七号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体に對して交付する特別交付税（附則第十三条第一項並びに第十五条第一項及び第二項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための六百十一億千七百二十万七千円を加算した額とする。（地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下「旧法」といふ。）附則第四条の二第一項及び第三項の規定において令和六年度分の交付税の総額に加算することとされていた額）九百八十八億円

四 令和六年度における借入金の額に相当する額 二十八兆千百二十二億九千五百四十八万八千円

五 令和六年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第五十一条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 千九百六十五億円

六 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和六年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 二千四百六十億七千七百八万二千円

七 旧法附則第四条の二第四項の規定において令和七年度から令和二十六年度までの各年度分の交付税の総額から減額することとされた額の合算額から次条第四項の規定において当該各年度分の交付税の総額から減額することとされる額の合算額を控除した額に相当する額 二千二百二十三億五十四万三千円

八 令和六年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。
（令和七年度以降の各年度分の交付税の総額の特例等）

九 令和七年度から令和三十六年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、前項の規定による額に第一号に掲げる額を加算した額から第二号及び第三号に掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 当該各年度における借入金の額に相当する額

二 当該各年度の前年度における借入金の額に相当する額

三 第十五条第一項の規定による交付税及び譲与

税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額の交付税の総額は、前項の規定による額に次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下

億三百四十四万円及び令和元年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額である。四千八百十一億八百七十八万二千円について、令和七年度及び令和八年度にあつては同項に規定する合算額から四百四十九億百七十二万円を、令和九年度から令和十七年度までの各年度

経費の種類	測定単位	単位
		費用

年度	令和七年度 令和八年度 令和九年度 令和十年度 令和十一年度 令和十二年度 令和十三年度 令和十四年度	七百七十五億円 五百三十五億円 五百四十八億円 五百九十九億円 九百六十一億円 九百六十一億円 三億円
金額		
4 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第一項第六号に掲げる額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第六号に掲げる額に相当する額に相当する額、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額及び地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第三号に掲げる額に相当する額を令和七年度から令和二十六年度までの間に交付税の総額から減額するため、当該各年度における交付税の総額は、令和七年度及び令和八年度にあつては前項の規定による額から二千四百六十億七千七百八万二千円を、令和九年度から令和十二年度までの各年度にあつては同項による額から二千二百十九億三千三百八十万二千円を、令和十三年度から令和二十六年度までの各年度にあつては同項の規定による額から五百八十五億七千三百二十二万円をそれぞれ減額した額とする。		
5 令和七年度から令和十八年度までの各年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、同項に規定する当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付された額のうち、平成二十八年度において交付すべきである額を超えて交付された額のうち八百九十八		

第四条の三 令和七年度において、地方財政の状況等に鑑み、交付税の総額の確保を図るため必要なときは、同年度分の交付税の総額について、前条第四項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

前項の臨時財政対策のための特例加算額は、地方財政法第三十三条の五の二第一項に規定する地方債（第一号において「臨時財政対策債」という。）で令和七年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするもの（発行について同法第五条の三第六項の規定による届出がされるもののうち、同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）の予定額の総額から次に掲げる額の合算額を控除した額に相当する額として法律で定めるものとする。

一 第十二条第三項の表第四十七号（1）から（7）までに規定する地方債及び臨時財政対策債に係る令和七年度における元利償還金の支払に充てるため必要な額の総額の見込額

二 その他総務大臣及び財務大臣が協議して定める額

第五条 当分の間、各地方団体に對して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の（特別の）地方債に係る償還費の基準財政需要額（への算入）

一 地域改 善対策特 定事業債等 償還費	二 過疎地 域の持続的 発展等のた めの地方債 償還費	三 公害防 止事業債償 還費	四 石油コ ンビナート 等特別防災 区域に係る 緑地等の設 置のための 地方債償 還費	五 地震対 策緊急整備 事業債償 還費	六 被災者 生活再建支 援法人への 拠出のため の地方債償 還費	七 合併特 例債償還費
地域改善対策特定事業 費、地域改善対策事業費 又は同和対策事業費の財 源に充てるため発行を許 可された地方債に係る元 利償還金	過疎地域の持続的発展等 のための事業費の財源に 充てるため発行について 同意又は許可を得た地方 債に係る元利償還金	公害防止事業費の財源に 充てるため発行について 同意又は許可を得た地方 債に係る元利償還金	石油コンビナート等特別 防災区域に係る緑地等の 設置のための事業費の財 源に充てるため発行につ いて同意又は許可を得た 地方債に係る元利償還金	地震対策緊急整備事業費 の財源に充てるため発行 について同意又は許可を 得た地方債に係る元利償 還金	被災者生活再建支援法人 に対する拠出の財源に充 てるため発行について同 意又は許可を得た地方債 に係る元利償還金	合併市町村の建設のため の事業費の財源に充てる ため発行について同意又 は許可を得た地方債に 係る元利償還金

係る元利 償還金	三 公害 防止 事業 費の 財源 に充 てる ため 發行 に同 意又 は許 可を 得た 地 方債 元 利 償 還 金	四 石油 コン ビナ ート等 特別 防災 区域 に係 る緑 地等 の設 置の 事 業 費の 財 源 に充 て て る ため 發行 に同 意又 は許 可を 得た 地 方債 元 利 償 還 金	四 石油 コン ビナ ート等 特別 防災 区域 に係 る緑 地等 の設 置の 事 業 費の 財 源 に充 て て る ため 發行 に同 意又 は許 可を 得た 地 方債 元 利 償 還 金	四 石油 コン ビナ ート等 特別 防災 区域 に係 る緑 地等 の設 置の 事 業 費の 財 源 に充 て て る ため 發行 に同 意又 は許 可を 得た 地 方債 元 利 償 還 金
を含む。)の規定により総務大臣が指定したもの又は旧過疎地域活性化特別措置法(平成二年法律第十五号)第十二条第二項(同法附則第十二項又は旧過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)第十二条において準用する場合を含む。)若しくは旧過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)第十二条第二項(同法附則第七項において準用する場合を含む。)の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で旧公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)第五条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域内に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十六条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域内に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十六条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金	石油コンビナート等特別防災区域内に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十六条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第六条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総理大臣が指定した被災者生活再建支援法人に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で旧市町村の合併の特例に関する法律第十一條の二第二項（同法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金

合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地

円 千 円 千 円 千 円 千

人口 単位	測定	(地域の元気創造事業費の基準財政需要額への 算入)						
		市町村	道府県	類 体の種 別	地方団 体の種 別	経費の種類	測定 単位	単位費用
官報で公示された最近の国勢 調査の結果による当該地方団 体の人口	測定単位の数値の算定の基礎	地域の元気 創造事業費	地域の元気 創造事業費	人口	人口	円	円	一人につき 一、五三〇
	表 示 単 位	人		人口	人口	円	円	一人につき
								二、五三〇

第五条の二 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めることにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を斟酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

多分に、左耳附石の他の書類を参考して、細君省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

第六条 令和六年度及び令和七年度に限り、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定用に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定し

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	表 示	市町村	道府県	地方団体の種類	経費の種類	測定単位費用
			地域デジタル 社会推進費	地域デジタル 社会推進費	人口	人口	
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	人	人口	人口	円 五二〇	円 一人につき 五二〇	円 一人につき 五二〇
(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)	第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、前項の規定による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。		七六〇				

〔附木〕
社会推進費
一八一、三九
七六〇
前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定期の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定期とする。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

(臨時財政対策債償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)
第六条の二 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定については、

二 割合を乗じて得た額
二一千百四十四億八千七百七十九万九千円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

控除前財源不足額については、当該地方団体における次の各号に掲げる数値を合算したものの五分の一の数値に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

一 令和五年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の三の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

二 令和四年度における基準財政収入額を地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第一条の規定による改正前の地

(令和六年度分及び令和七年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例)
第六条の三 令和六年度分及び令和七年度分の交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、令和六年度にあつては第十二条の規定により算定した額から、道府県にあつては第一号に掲げる額を、市町村にあつては第二号に掲げる額を控除した額とし、令和七年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする。
一 二千三百九十九億三千五百五十万四千円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た

第十一條中「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額」とあるのは、「当該測定単位ごとの単位費用に乗じて得た額（次条第一項に規定する臨時財政対策債償還費については、令和六年度にあつては地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第八十三号）附則第一条の規定により算定した同条第一項に規定する臨時財政対策債償還基金費の額（以下この条において「基金費の額」という。）の百分の五十に相当する額（以下この条において「控除額」という。）を控除した額とし、令和七年度にあつては基金費の額から令和六年度における控除額を控除した額を控除し和六年度における控除額とする。」とする。

三 方交付税法附則第六条の二の規定の適用がな
いものとした場合における当該年度の基準財
政需要額で除して得た数値

四 令和二年度における基準財政収入額を地方
交付税法等の一部を改正する法律(令和四年
法律第二号)第一条の規定による改正前の地
方交付税法附則第六条の二の規定の適用がな
いものとした場合における当該年度の基準財
政需要額で除して得た数値

五 令和二年度における基準財政収入額を地方

第六条の四 当分の間、各地方団体に対し交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の収入見込額を加算した額とする。

前項に規定する交通安全対策特別交付金の収入見込額は、前年度において各地方団体に交付された道路交通事故法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金の額を算定の基礎として、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

第七条 当分の間、各地方団体に対して交付すべ
算入) 分離課税所得割交付金の基準財政収入額への

き普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、指定都市を包括する道府県にあつては同条第一項の規定により算定した額から当該道府県の地方税法附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金額（以下この条において「分離課税所得割交付金」という。）の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を控除した額として指定都市にあつては同項の規定により算定した額に当該指定都市の分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額を加算した額とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の所得割に

第七条の二 当分の間、指定都市を包括する各道府県に対し、当分の間、指定都市を包括する各道府県に対する交付すべき普通交付税の額の算定による基準財政収入額に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額から、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を控除した額とし、指定都市を包括する道府県以外の各道府県に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる同条の規定による基準財政収入額は、同項の規定により算定した額に同号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

一 各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

二 個人の道府県民税の所得割について地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号。附則第七条の四において「平成二十九年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（次項第二号において「平成二十九年改正前的地方税法」という。）第三十五条の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の道府県民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

三 個人の道府県民税の所得割について地方税法第三十七条の規定の適用がなく、かつ、地

2

ころにより算定した額
当分の間、各指定都市に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、第二号に掲げる額が第三号に掲げる額を超える場合には同条第一項の規定により算定した額に第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を控除した額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を控除した額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を控除した額に第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を控除した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を加算した額とし、同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には同項の規定により算定した額から当該超える額の百分之二十五に相当する額を控除した額とし、同号に掲げる額として総務省令で定めるところにより算定した額
二 個人の市町村民税の所得割について平成二十一年度改正前の地方税法第三百四十四条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額
三 個人の市町村民税の所得割について地方税法第三百四十四条の六の規定の適用がなく、かつ平成十八年改正前の地方税法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた平成十八年改訂前の地方税法第三百四十四条の三及び第三百二十八条の三の規定の適用があるものとした場合における各年度の個人の市町村民税の所得割の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

1

同項の規定により当該道府県内の市町村に交付する額の見込額を控除した額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

当分の間、各市町村に対して交付すべき普通交付税の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、地方税法第七十二条の百十五第二項の規定により道府県から交付を受ける額の見込額の百分の二十五に相当する額を加算した額とする。

(令和六年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

七条の四 令和六年度分の交付税に限り、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定により算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額の百分の七十五の額を加算した額とする。

一 イ からチまでに掲げる額の合算額

イ 地方税法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十号。以下この条において「平成二十三年法律第三十号」という。）、地方税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百二十号。以下この条において「平成二十三年法律第二百二十号」という。）、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下この条において「平成二十四年地方税法等改正法」という。）、地方税法第一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下この条において「平成二十五年地方税法改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号。以下この条において「平成三十一年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号。次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号

(地方消費税及び地方消費税交付金に係る基準
財政収入額の算定方法の特例)

において「令和二年法律第二十六号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。（令和三年法律第七号。以下この条において「令和三年地方税法等改正法」という。））、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年法律第一号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第一号。以下この条において「令和六年地方税法等改正法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第一十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第一十九号。以下この条において「震災特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第十号。以下この条において「平成二十七年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四号。以下この条において「平成二十九年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第八号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六号。以下この条において「平成三十一年所得税法等改正法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「令和二年所得税法等改正法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）、所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十五号。以下この条において「新規所得税法等改正法」という。）

本

木 災 平成二十三年法律第三十号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び助成に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九十六号)。以下この条において「平成二十三年法律第九十六号」という。(平成二十三年法律第二百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四号)。以下この条において「平成二十六年地方税法等改正法」、「地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法」等とある。)、地方税法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二号)、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法の施行による不動産取得税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

ト 平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法及び平成三十一年地方税法等改正法の施行による自動車税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めることにより算定した額

—

イ イからへまでに掲げる額の合算額
二 年法律第三十号、平成二十三年法律第三十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、令和五年地方税法等改正法、令和六年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、平成二十七年所得稅法等改正法、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法、令和二年所得稅法等改正法、新規型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得稅法等改正法、令和四年所得稅法等改正法、令和五年所得稅法等改正法及び令和六年所得稅法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

口 平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、平成二十七年所得稅法等改正法、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法、令和二年所得稅法等改正法、令和三年所得稅法等改正法、令和四年所得稅法等改正法、令和五年所得稅法等改正法、令和六年所得稅法等改正法、震災特例法改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法、令和二年所得稅法等改正法、新規型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得稅法等改正法、令和四年所得稅法等改正法、令和五年所得稅法等改正法及び令和六年所得稅法等改正法の施行による個人の市町村民税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

亦

木平成二十三年法律第三十号、平成二十八年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、平成二十七年所得稅法等改正法、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法、令和三年所得稅法等改正法、令和五年所得稅法等改正法、令和六年所得稅法等改正法の施行による法人事業税交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

平成三十一年地方税法等改正法の施行による環境性能割交付金に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

千

平成二十三年法律第三十号、平成二十九年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得稅法等改正法、平成二十六年所得稅法等改正法、平成二十七年所得稅法等改正法、平成二十八年所得稅法等改正法、平成二十九年所得稅法等改正法、平成三十一年所得稅法等改正法、平成三十二年所得稅法等改正法、令和三年所得稅法等改正法、東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額。
イからへまでに掲げる額の合算額

八

平成二十三年法律第三十号、平成二十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第一百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法及び令和六年地方税法等改正法、平成三十二年地方税法等改正法、平成三十二年地方税法等改正法の施行による固定資産税に係る令和六年度の東日本大震災に係る減収見込額として総務省令で定めるところにより算定した額

(基準税額等の算定方法の特例)

掲げる収入の項目のうち、道府県民税の所得割、法人税割及び利子割、法人の行う事業に対する事業税、特別法人事業譲与税、市町村民税

の所得割及び法人税割、利子割交付金、法人人事業税交付金並びに特別とん議与税に係る同表の基準税額等（以下この条において「基準税額等」という。）を算定する場合において、これらの收入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの收入の項目の減収補填のため同年度において特に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分之七十五に相当する額を控除した額とし、市町村民税の法人税割、利子割交付金及び法人事業税交付金にあつてはこれらとの収入の項目に係る同年度分の基準税額等からこれらの収入の項目の減収補填のため同年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額の百分之七十五に相当する額を控除した額とする。）のうち算定過少又は算定過大と認められる額として総務省令の定めるところにより算定した額に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入されなかつた部分に相当する額（当該部分に相当する額のうち、当該年度及び当該年度の翌年度において同項の規定により特別交付税の算定の基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。）を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年度分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。
(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例)

(特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例)
第九条の二 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。
(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体に對して交付すべき令和六年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十二条第三項の測定単位の数値の算定の基礎及び算定方法、第十三条の測定単位の数値の補正又は第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎及び算定方法によることができず、又は適当でないと認められるときは、これらの事項について、総務省令で特例を設けることができる。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

新たに指定された指定都市に對して交付す

第十二条 令和六年度分として交付すべき交付税の総額のうち令和六年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る灾害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和六年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により令和六年度分として交付すべき交付税の総額に加算された旧法附則第十一条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和六年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税額でまだ交付していない額として、令和七年度部分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

五条又は附則第十三条第一項」とする。
（令和六年度及び令和七年度における交付時期
ごとに交付すべき額の特例）

特例を設けることができる。
（令和六年度分の普通交付税及び特別交付税の
総額の特例）

付税額の一部を令和七年度分の交付税の総額に加算して交付する場合には、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による令和六年度震災復興特別交付税額の一部の計算がなかつたものとした場合における令和七年度分の交付税の総額から返還金等の額（第二十二条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額の百分の九十四に相当

基礎に算入される額がある場合には、当該算入される額に相当する額を除く。) を総務省令で定めるところにより当該年度以後三年度以内の年次分の基準税額等に加算し、又は減額することができる。

付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額（第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額をいう。以下この条において同じ。）及び令和六年度震災復興特別交付

(特別土地保有税に係る基準税額等の算定方法の特例) 第八条の二 当分の間、第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち、特別土地保有税額等は算定しないものとす
るに係る同表の基準税額等は算定しないものとす

付税額（旧法附則第十二条第一項の規定により
令和六年度分として交付すべき交付税の総額に
加算された旧法附則第十二条に規定する令和五年度
震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条
第一項に規定する震災復興特別交付税に充て

(沖縄県に係る基準財政需要額の算定方法等の特例) る。

るための六百十一億千七百二十万七千円の合算額をいう。以下この条及び次条において同じ。)の合算額を控除した額の百分の九十四に相当す

して、総務省令で定めるところにより、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に特例

2 前項の場合における第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十三条及び第二

第十二条 令和六年度分として交付すべき交付税額のうち令和六年度震災復興特別交付税額について、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を令和六年度内に交付しないで、当該総務大臣が定める額以内の額（旧法附則第十二条第一項の規定により今後六年度分として交付すべき交付税の総額から算された旧法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額の一部のうち、令和五年度内に交付しない額を除く。）を第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、令和七年度部分として交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

十四条の規定の適用については、第十五条第一項中「額を」とあるのは「額（附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税の額を除く。以下この項において同じ。）を」と、「当該年度の特別交付税の総額」とあるのは「令和六年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を、令和七年度にあつては同年度の特別交付税の総額から附則第十二条第一項の規定により加算された附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額の一部をそれぞれ控除した額」と、同条第四項中「又は前項」とあるのは「若しくは前項又は附則第十三条第一項」と、第二十条第一項中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第十三条第一項」と、同条第二項中「第八項」とあるのは「第八項並びに附則第十三条第一項」と、第二十三条第三号中「又は第十五条」とあるのは「若しくは第十五条又は附則第十三条第一項」とする。（令和六年度及び令和七年度における交付時期ごとに交付すべき額の特例）

第十四条 令和六年度及び令和七年度における第十六条第一項の規定の適用については、同項の表四月及び六月の項中「の前年度の交付税の総額」とあるのは、令和六年度にあつては「から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額を控除した額の前年度の交付税の総額から地方交付税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第十二条に規定する令和五年度震災復興特別交付税額のうち令和五年度において交付された額を控除した額」と、令和七年度にあつては「から附則第十二条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額の前年度の交付税の総額から同条に規定する令和六年度震災復興特別交付税額のうち令和六年度において交付された額を控除した額」とする。（震災復興特別交付税の額の加算、減額及び返還）

第五十五条 令和六年度及び令和七年度において、一定の農文担当省に付与される内閣に争う事務大臣は、東日本大震災に係る災害復旧事業のうち令和六年度において交付された額を控除した額

業、復興事業その他の事業の実績、東日本大震災のための財政収入の減少の状況その他の事由により、平成二十三年度以降に地方団体に交付した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額（次項及び第三項において「超過交付額」という。）を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができ

て準用する場合を含む。) の規定により第二十一条第二項(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)とする。

附 則（昭和二八年八月一四日法律第二〇九号）抄

2 改正後の第十条第五項の規定は、一部の地方団体について昭和三十二年度分以前の普通交付税の額を昭和三十三年度以降において変更した

した震災復興特別交付税の額が、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額に満たないときは当該満たない額を、当該地方団体に交付すべきであつた震災復興特別交付税の額を超えるときは当該超える額(次項及び第三項において「超過交付額」という。)を、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額した額をもつて当該時期に当該地方団体に交付すべき震災復興特別交付税の額とすることができる。

前項の場合において、総務大臣は、超過交付額が総務省令で定めるときに交付すべき震災復興特別交付税の額を超える地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法については、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

令和八年度以降の各年度において、総務大臣は、超過交付額が生じた地方団体について、総務省令で定めるところにより、当該超過交付額を返還させることができる。ただし、当該地方団体から当該超過交付額を返還させる場合には、その方法については、その方法について、あらかじめ、当該地方団体の意見を聴かなければならない。

前二項の場合においては、第十九条第三項、第六項前段、第七項及び第八項並びに第二十条の規定を準用する。

第二項及び第三項の場合における第四条及び第二十三条の規定の適用については、第四条第三号中「第十九条」とあるのは、「第十九条(附則第十五条第四項)」とあるのは、「第二十条(附則第十五条第四項)」とあるのは、「第二十条(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)」と、同条第五号中「第二十条の二第四項」とあるのは、「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第六号中「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」とあるのは、「第二十条の二第四項」とあるのは、「(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)」と、第二十一条第六号中「第二十条の二第四項」とあるのは、「第二十条の二第四項及び附則第十五条第四項」とあるのは、「第二十二条の二第四項及び附則第十五条第四項」と、同条第七号中「(の規定により同条第二項)」とあるのは、「(附則第十五条第四項において準用する場合を含む。)」と、第二十二

附則（昭和二十六年四月五日法律第一三号）抄	この法律は、公布の日から施行し、地方財政平衡交付金法第二十一条第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年度分から適用する。
附則（昭和二六年一月二九日法律第二七〇号）抄	この法律は、公布の日から施行する。
○六号）抄	この法律は、法施行の日から施行する。
附則（昭和二七年五月二三日法律第一四七号）抄	この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和二七年六月二一日法律第一六三号）抄	この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和二七年六月三日法律第一六六号）抄	この法律は、公布的日から施行し、昭和二十七年分の地方財政平衡交付金から適用する。
附則（昭和二七年七月三一日法律第二六二号）抄	この法律は、自治府設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。
4	この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に対してもした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治府長官がした处分又は自治府長官に対してもした請求、異議の申立その他の行為とみなす。
5	この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。
附則（昭和二七年一月二七日法律第三四三号）	この法律は、公布の日から施行し、昭和二十七年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

八年度分の地方財政平衡交付金から適用する。

附 則（昭和二九年五月一五日法律第一〇一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年度分の地方交付税から適用する。

改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十四条第三項の表道府県の項中十固定資産税に係る部分は、昭和三十年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三十一年八月四日法律第一三号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。ただし、地方交付税法第十四条第二項の改正規定は、昭和三十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年五月一二日法律第一〇〇号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三十一年六月一二日法律第一四八号）抄

この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律百四十七号）の施行の日から施行する。

附 則（昭和三二年五月一六日法律第一三〇号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十二年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附 則（昭和三二年五月二七日法律第一一一号）抄

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。ただし、改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第十九条（第五項を除く。）の規定は、昭和三十一年度分以前の地方交付税又は昭和二十八年度分以前の地方財政平衡交付金について、昭和三十二年度以降においてその額の算定の基礎に用いた数に錯誤があつたことを発見した場合についても適用する。

附 則（昭和三三年五月一日法律第一七号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の地方交付税から適用する。

場合についても、適用する。

附 則（昭和三四年四月一日法律第九七号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

附 則（昭和三四年一二月二三日法律第二〇一号）抄

（施行期日）

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和三五年四月三〇日法律第六七号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年度分の地方交付税及び地方道路譲与税から適用する。

附 則（昭和三五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してもした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

五号 抄

（施行期日）

（施行期日）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三六年四月三〇日法律第七四号）抄

(地方交付税法の一部改正)

2 昭和五十四年度分の地方交付税に限り、前条

附 則
(昭和五五年五月一二日法律第四)

十一 利子 前年度の利子割交
— 割交付金 付金の交付額
— と あ る の は
— と す る は
附 則 (昭和六二年九月二二日法律第九
五号) 抄
1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の
地方交付税法の規定は、昭和六十二年度分の地
方交付税から適用する。
附 則 (昭和六三年二月二六日法律第二
号)
この法律は、公布の日から施行し、第一条の
規定による改正後の地方交付税法の規定は、昭
和六十二年度分の地方交付税から適用する。
附 則 (昭和六三年五月一〇日法律第四
八号) 抄
(施行期日)
第一 条 この法律は、昭和六十四年四月一日から
施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第二十一条 前条の規定による改正後の地方交付
税法第十四条の規定は、昭和六十四年度分的地
方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用
する。
2 昭和六十四年度分の地方交付税に係る基準財
政収入額の算定に限り、前条の規定による改正
後の地方交付税法第十四条第三項の表道府県の
項第四号中「前年度の道府県たばこ税の課税標
準数量」とあり、及び同表市町村の項第四号中
「前年度の市町村たばこ税の課税標準数量」と
あるのは、「昭和六十三年三月一日から昭和六
十四年二月二十八日までの間に売渡し等が行わ
れた製造たばこの課税標準たる本数」とする。
第二十二条 昭和六十四年度分の地方交付税に限

地 方 団 体 種 類	収入の項目
県 道 府	施設利用税
一 県たばこ消 費 稅	二 旧 娯 樂
旧道府	施設利用税
前年度の旧道府県たばこ 消費税の課税標準額	当該道府県に所在する旧 法第七十五条第一項の施

政収入額は、附則第二十条の規定による改正後の方針交付税法第十四条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては基準税率(同条第二項に規定する基準税率をいう。以下同じ。)をもつて算定した当該道府県の旧道府県たばこ消費税(旧法第七十四条の二に規定する道府県たばこ消費税をいう。以下同じ。)、旧娛樂施設利用税(旧法第七十五条第一項に規定する娯楽施設利用税をいう。以下同じ。)及び旧料理飲食等消費税(旧法第一百三十三条第一項に規定する料理飲食等消費税をいう。以下同じ。)の收入見込額(ゴルフ場所在の市町村を包括する道府県の旧娛樂施設利用税の收入見込額については、基準税率をもつて算定した当該道府県の旧娛樂施設利用税の收入見込額から旧法第一百十二条の二の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされる旧娛樂施設利用税に係る交付金(以下「旧娛樂施設利用税交付金」という。)の交付見込額の百分の八十に相当する額を控除した額とする。)の合算額を、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の旧市町村たばこ消費税(旧法第四百八十六条に規定する市町村たばこ消費税をいう。以下同じ。)、旧電気税(旧法第四百八十六条第一項に規定する電気税をいう。以下同じ。)の收入見込額並びに当該市町村の旧娛樂施設利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額の合算額を加算して額とする。

市 町	一 村 た だ ば こ 消 費 税	二 税 二 旧 電 気	三 税 三 旧 ガ ス	四 税 四 旧 木 材	五 税 五 旧 娛 樂	六 税 六 施 設 利 用 稅	七 税 七 交 付 金	八 税 八 （ 施 行 期 日）
一 村 た だ ば こ 消 費 税	一 税 一 飲 食 等 消 費	二 税 二 舊 電 氣	三 税 三 舊 ガ 斯	四 税 四 舊 木 材	五 税 五 舊 娛 樂	六 税 六 施 設 利 用 稅	七 税 七 交 付 金	八 税 八 （ 施 行 期 日）
一 村 た だ ば こ 消 費 税	一 税 一 飲 食 等 消 費	二 税 二 舊 電 氣	三 税 三 舊 ガ 斯	四 税 四 舊 木 材	五 税 五 舊 娛 樂	六 税 六 施 設 利 用 稅	七 税 七 交 付 金	八 税 八 （ 施 行 期 日）
一 村 た だ ば こ 消 費 税	一 税 一 飲 食 等 消 費	二 税 二 舊 電 氣	三 税 三 舊 ガ 斯	四 税 四 舊 木 材	五 税 五 舊 娛 樂	六 税 六 施 設 利 用 稅	七 税 七 交 付 金	八 税 八 （ 施 行 期 日）

2 法」という。)の規定は、昭和六十三年度分の地方交付税から適用する。

村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第八条に規定する合併關係市町村に係る同条の合算額は、新法附則第五条の規定の適用がなかったものとして市町村の合併の特例に関する法律第八条の規定により算定した当該合算額に、昭和六十三年度にあつては二千万円を、平成元年度にあつては八千万円を加算した額とする。

3 昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税については、当該地方交付税の総額から同年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額との合算額と当該総額から新法第二十条の第三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額を算入された額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成元年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

4 前項の規定により、昭和六十三年度分として交付すべき地方交付税の一部が平成元年度分の地方交付税の総額に加算されることとなつた場合においては、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、平成元年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前項の規定によつて算をする前の地方交付税の総額から新法第二十条の三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額に当該加算されこととなつた額を加算した額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による加算をする前の地方交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額とする。

則（平成元年六月二八日法律第三〇号）附抄
規定期は、平成元年度分の地方交付税から適用する。

地 方 公 共 團 體 の 種 類	基 金 費	債 券 償 還 策 財	村 市 町	県 道 府
基 金 費	債 券 償 還 策 財	基 金 費	基 金 費	基 金 費
域 二 金 費 振 興 地	源 一 債 償 對 策 財	域 二 金 費 振 興 地	源 一 債 償 對 策 財	源 一 債 償 對 策 財
人 口 の 額	許 可 さ れ て 該 當 各 地 方 を	債 の 額	許 可 さ れ て 該 當 各 地 方 を	昭 和 五 十三 年 度 か ら ま で の 各 年 度
九 〇 〇 〇	一 人 に	六 六 〇	一 七	六 六 〇 千 円 に

測定単位 基礎	測定単位の数値の算定の基 示表	人 千 円	一 昭和五 十三年度か ら昭和五十 六年度まで の各年度の 財源対策の ため当該各 年度において 発行を許 可された地 方債の額
			二 人口
附 則 （平成元年一二月一三日法律第七 号）抄 （施行期日）	八号	この法律は、公布の日から施行し、改正後の 地方交付税法の規定は、平成元年度分の地方交 付税から適用する。	附 則（平成元年三月二十七日法律第二号）
			この法律は、公布の日から施行し、第一条の 規定による改正後の地方交付税法の規定は、平 成元年度分の地方交付税から適用する。
附 則 （平成二年三月三一日法律第一五 号）抄 （施行期日）	一 この法律は、平成二年四月一日から施行す る。	この法律は、前項の規定による改正後の地方交 付税法の規定は、第六条の規定は、平成二年 度分の地方交付税から適用する。	附 則（平成二年三月三一日法律第一五 号）抄 （施行期日）
			この法律は、公布の日から施行し、第一条の 規定による改正後の地方交付税法の規定は、平 成二年度分の地方交付税から適用する。

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
昭和五十九年度及び昭和五十九年の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	一般公共事業、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和五十八年度及び昭和五十九年度の各年度において発行を許可された地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行を許可された地方債の額
千円	位単表

る。この場合において、同法附則第八条の規定は、昭和六十三年度以後の年度分に係る同条による規定する基準税額等のうち算定過少又は算定過大と認められる額について適用し、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分に係る第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第八条に規定する基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額については、なお前例によ

の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、財源対策償還基金費に係るものにあっては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、地域振興基金費に係るものにあっては人口の多少による段階その他の事情を酌して、自治省令で定めるところにより、補正するところである。

2 平成二年度分の地方交付税に限り、道府県及び市町村の基準財政需要額は、地方交付税法第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる地方公共団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

類の団体 種 地 方 公 共 類 經 費 の 種 測定単位	（施行期日） 抄 （平成三年五月一日法律第四九号）	として自治大臣が指定するもの額
円	第一條 この法律は、平成三年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二年度分の地方交付税から適用する。
単位費用	附 則 (平成三年三月三〇日法律第七号) （施行期日） 抄 （平成三年五月一日法律第四九号）	附 則 (平成三年三月三〇日法律第七号) （施行期日） 抄 （平成三年三月三〇日法律第七号）

測定単位	4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開發基金費及び地域福祉基盤費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	村市町		県道府	
		一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費	一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費
基礎	1 この法律は、公布の日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口
測定単位の数値の算定の基 位 单 示 表	2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成三年度分の地方交付税から適用する。 (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入) (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口

測定単位	4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開發基金費及び地域福祉基盤費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	村市町		県道府	
		一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費	一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費
基礎	1 この法律は、公布の日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口
測定単位の数値の算定の基 位 单 示 表	2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。 (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入) (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口

測定単位	4 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、土地開發基金費及び地域福祉基盤費に係るものにあつては当該測定単位に係る種別ごとの単位当たりの費用の差に応じて、自治省令で定めるところにより、補正することができる。	村市町		県道府	
		一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費	一 土地 開発基金 費	二 地域 対策債償 還基金費
基礎	1 この法律は、公布の日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口
測定単位の数値の算定の基 位 单 示 表	2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成四年度分の地方交付税から適用する。 (土地開発基金費等の基準財政需要額への算入) (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口	昭和六十年度 人口

測定単位	測定単位の数値の算定の基礎
------	---------------

人

位

単

示

表

一 人	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公共団体の人口
--------	----------------------------------

口

財

政

臨

時

政

特

例

対

策

の

と

め

昭

和

六

十

年

か

ら

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

ら

昭

和

六

十

年

度

か

市町村	道府県	地方団体の種類	収入の項目		収入見込額の算定の基礎
			消費譲与税相当額	前年度の消費譲与税の譲与額	
（施行期日）	（附則）	（平成七年二月一五日法律第一号）	この法律は、公布の日から施行する。		
（法の特例）	（附則）	（平成七年三月二三日法律第四一号）抄	この法律は、公布の日から施行する。		

地 方 公 共 團 體 目 の 算 定 基 礎	収 入 の 項	減 收 見 込 額 の 算 定 の 基 礎			
		市 町 村	道 府 県	道 府 県 民 税 の 所 得 割	一 道 府
譲 与 税	二 消 費	一 市 町 村民 税 の 所 得 割	二 消 費	譲 与 税	前年度分の所得割の課税基礎となつた納稅義務者数等の数及び課稅標準等の額
二 消 費	与 額	前年度の消費譲与税の譲与額	前年度分の所得割の課税基礎となつた納稅義務者数等の数及び課稅標準等の額	前年度の消費譲与税の譲与額	前年度分の所得割の課税基礎となつた納稅義務者数等の数及び課稅標準等の額
（施行期日）	（平成七年三月二九日法律第五〇号）	（平成七年五月二二日法律第九十七号）	（平成八年二月二三日法律第三二号）	（平成八年三月三一日法律第一二二号）	（平成八年三月三一日法律第一二二号）

附 則		平成八年度における基準財政収入額の算定方 法の特例)						
号	(施行期日)	村 市 町	県 道 府	類 の 團 公 共 地 方	收 入 の 項 目	減 收 見 込 額 の 算 定 の 基 礎	2	
第一 条	この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	得 割 税 の 所 市 町 村 民	得 割 税 の 所 道 府 縣 民	前 年 度 分 の 所 得 割 の 課 稅 者 數 等 の 數 及 び 課 稅 標 準	等 の 額	前 年 度 分 の 所 得 割 の 課 稅 義 務 者 數 等 の 數 及 び 課 稅 標 準	二 地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第三条の四の規定による個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税による平成八年度の減収見込額 前項各号に掲げる額の合算額(以下この項において「減収見込額」という。)は、次の表の上欄に掲げる地方公共団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎によって、自治省令で定められた方法により、算定するものとする。	一 地方税法等の一部を改正する法律(平成六年法律第一百十一号)の施行による個人の道府県民税又は市町村民税の平成八年度の減収見込額

地方公共 団体の種 類	経費の 種	測定 単位	単位費用
市町村	道府県		
対策費	臨時経済	人口	円
人口	人口	一人につき 一、一八	円
一 人 に つ き 七九〇			

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、総務省共団体の態容その他の事情を参照して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

測定 単位	測定単位の数値の算定の基礎	表示	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。
人口	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方公団体の人口	人	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
（平成十二年度分として交付すべき地方交付税の一部の平成十三年度における交付）	（平成十二年度分として交付すべき地方交付税について、法附則第四条の規定により算定された平成十二年度分の地方交付税の総額から同年度分に係る法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額と当該合算額の九十四分の六に相当する額に法第二十条の第三第二項の規定により同年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額との合計額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	
（平成二二年一二月八日法律第一四八号）抄	（平成二二年一二月八日法律第一四八号）抄	（平成二二年一二月八日法律第一四八号）抄	（平成二二年一二月八日法律第一四八号）抄	（平成二二年一二月八日法律第一四八号）抄

（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年三月三一日法律第九号抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄

（施行期日）抄	第一条 この法律は、公表の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄

（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年三月三一日法律第九号抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄

（施行期日）抄	第一条 この法律は、公表の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、公布の日から施行する。	（施行期日）抄	第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄

額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によって算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額（都にあつては当該額から当該額を総務省令で定める率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税減收調整額」という。）を控除した額）の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額（特別区にあつては当該額に平成十五年度減税減收調整額を加算した額）の百分の七十五の額を加算した額とする。

二 イからニまでに掲げる額の合算額（特別区
　　にあつてはニに掲げる額）から本及びへに掲
　　げる額の合算額を控除した額（当該額が零を
　　下回る場合には、零とする。）

イ 所得税法等改正法の施行による法人の市
　　町村民税の法人税割の平成十五年度の減収
　　見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地
　　保有税の平成十五年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による事業所税
　　の平成十五年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場

二 イからニまでに掲げる額の合算額(特別区にあってはニに掲げる額)からホ及びヘに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)		イ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十五年度の減収見込額	
ロ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十五年度の減収見込額		ハ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十五年度の減収見込額	
二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十五年度の減収見込額		ホ 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十五年度の増収見込額	
二 地方税法等改正法の施行による自動車取扱税の平成十五年度の増収見込額		ヘ 地方税法等改正法の施行による自動車取扱税の平成十五年度の増収見込額	
収入の項目	一 道府県	二 市町村たばこ税	三 特別土地
1 民税の法人税割	前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次 の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の 下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で 定める方法により、算定するものとする。	当該市町村に所在するゴルフ 場の延用料人員	前三年度における特別土地保 有税の課税標準額
2 税割	当該道府県の区域内に事務所又 は事業所を有する法人に係る前 年度分の法人税割の課税標準等 の額	当該市町村たばこ税の課 税標準数量	前年度の法人税割の課税 標準等の額
3 税	当該道府県の区域内に事務所又 は事業所を有する法人に係る前 年度分の法人税割の課税標準等 の額	当該市町村に所在するゴルフ 場の延用料人員	前年度の法人税割の課税 標準等の額
4 税	平成十五年度に新たに指定された地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条 条の十九第一項の指定都市に対し交付すべき 同年度分の普通交付税の額を算定する場合にお いて、前項に規定する減収見込額の算定の基礎 によることができず又は適当でないと認められ るときは、当該算定の基礎について、総務省令 で特例を設けることができる。	六 自動車取 扱税交付金	前年度の自動車取得税交付金 の交付額
5 税	平成十五年度分の地方交付税に限り、都及び 特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基 準財政收入額を算定する場合における地方特例 交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第 十四条第二項の規定により読み替えられた地方 交付税法第十四条第一項の規定の適用について は、同項中「たばこ税調整額」という。)の百 分の七十五に相当する額」とあるのは「たばこ 税調整額」という。)の百分の七十五に相当す る額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正 する法律(平成十五年法律第十号。以下この項 において「平成十五年地方交付税法等改正法」 といふ。)附則第五条第一項第一号ホに掲げる 額に同項に規定する総務省令で定める率(以下 この項において「平成十五年度減税率」とい う。)を乗じて得た額(以下この項に おいて「平成十五年度減税たばこ税調整額」と いう。)の百分の七十五に相当する額の合算額 と、「自動車取得税交付金」という。)の交付見 込額の百分の七十五に相当する額とあるのは 「自動車取得税交付金」という。)の交付見 込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る平成 十五年地方交付税法等改正法附則第五条第一項	四 事業所税	前三年度における事業所税の 課税標準額
6 税	前年度の道府県たばこ税の課 税標準数量	五 ゴルフ場	二 市町村た ばこ税
7 税	前年度の道府県たばこ税の課 税標準数量	六 自動車取 扱税交付金	前年度の自動車取得税交付金 の交付額
8 税	前年度中における当該道府県の 区域内に定置場を有した自動車 の取得件数	七 事業所税	前年度における事業所税の 課税標準額
9 税	当該道府県に所在するゴルフ場 の延用料人員	八 地方税	前年度の法人税割の課税 標準等の額
10 税	当該道府県に所在するゴルフ場 の延用料人員	九 事業所税	前年度における事業所税の 課税標準額
11 税	当該道府県に所在するゴルフ場 の延用料人員	十 地方税	前年度の法人税割の課税 標準等の額

第一号へに掲げる額に平成十五年度減税都区調整率を乗じて得た額（以下この項において「平成十五年度減税自動車取得税調整額」という。）の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額の百分の七十五の額」とあるのは、「たばこ税調整額の百分の七十五の額及び平成十五年度減税たばこ税調整額の百分の七十五の額の合算額」と、「当該市町村の自動車取徴税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十五年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

6 平成十五年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によって読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「交付金調整額」とあるのは、「交付金調整額並びに都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第十号）附則第五条第一項第一号本に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額及び都に係る同号へに掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

(平成十六年度における基準財政収入額の算定
方法の特例)

第五条 平成十六年度分の地方交付税に限り、各地方公共団体に対し交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額は、同条第一項の規定によつて算定した額に、道府県にあつては第一号に掲げる額(都にあつては、当該額から当該額に総務省令で定める率を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税減收調整額」という)を控除した額)の百分の七十五の額、市町村にあつては第二号に掲げる額(特別区にあつては、当該額に平成十六年度減税減收調整額を加算した額)の百分の七十五の額を加算した額とする。

イ からホまでに掲げる額の合算額(都にあつては、当該合算額に特別区に係る次号ロからホまでに掲げる額の合算額を加算した額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号)以下この項において「地方税法等改正法」という)の施行による個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減收見込額ロ 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号)以下この項において「所得税法等改正法」という)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減收見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減收見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減收見込額ニ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税等改正法の施行による不動産取扱い金の平成十六年度の減收見込額

ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増收見込額リ 地方税法等改正法の施行による自動車取扱い金の平成十六年度の増收見込額チ 所得税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税等改正法の施行による市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ)の同年度の減少見込額を除く。)

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増收見込額を除く。)

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増收見込額を除く。)

収入の項目	減收見込額の算定の基礎
一 道府県民税	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税	前年度分の法人税割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び課税標準等の額
三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四 地方消費税	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五 不動産取得物割	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 地方消費税	前年度における自動車取得税交付額
八 ゴルフ場	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取扱い税交付金	前年度における自動車取得税交付額

二	ト
イ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増收見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二)の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)	地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増收見込額(地方税法第六百九十九条の三十二)の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減收見込額	所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減收見込額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
ホ 地方税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
チ 所得税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
リ 地方税法等改正法の施行による自動車取扱い税の平成十六年度の増收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
チ 所得税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
リ 地方税法等改正法の施行による自動車取扱い税の平成十六年度の増收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増收見込額	イ からHまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びHに掲げる額の合算額)からトからチまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

三	4
第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減收見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
二 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
ハ 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
ホ 地方税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
チ 所得税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
リ 地方税法等改正法の施行による自動車取扱い税の平成十六年度の増收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)
ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増收見込額	平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百六十の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

五	4
第一項第一号に掲げる額(以下この項において「減收見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる收入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によって、総務省令で定める方法により、算定するものとする。	平成十六年度減税地方消費税交付金の算定の基礎となる納稅義務者等の数及び課税標準等の額
六 事業所税	前年度分の所得割の課税の基礎となる納稅義務者等の数及び課税標準等の額
七 地方消費税	前年度における自動車取得税交付額
八 ゴルフ場	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取扱い税交付金	前年度における自動車取得税交付額

一から四まで 略
五 目次の改正規定、第九条の三の次に一条を

二の二とし、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十四条の三、第二十四条の四及び第二十五条の改正規定、第二十五条の二の二とし、第二十四条の二を第二十四条の二の二とし、第二十四条の次に一条を加える改正規定、第二十四条の三、第二十四条の四及び第二十五条の改正規定、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。)、第五十三条第一項の改正規定(「第四十四項」を「第四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十九項の改正規定(「第四十二项第一号の改正規定、第五十二条第二項第一号の改正規定、第五十三条第一項の改正規定(「第四十四項」を「第四十五項」に改める部分を除く。)、同条第十九項若しくは第七項、第四十二条の六第六項若しくは第七項」を「第四十二条の六第五項、第四十二条の七第五項」に、「第四十二条の十第一項若しくは第七項、第四十二条の十一第六項若しくは第七項」を「第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項」に、「個別帰属リース特別控除取戻税額等」を「個別帰属特別控除取戻税額等」に改める部分を除く。)、同条第八項、第二十五項、第二十九項及び第三十二項の改正規定、同条第三十六項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、同条第三十八項の改正規定(「第四十一項」を「第四十二項」に改める部分を除く。)、第五十五条第五項及び第六十二条第一項の改正規定、第二章第一節第三款第四目を削り、同款第五目を同款第四目とする改正規定、第七十一条の七及び第十二条の改正規定、第七十二条の二の改正規定(同条第一項第一号の改正規定(「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。)及び同条第九項第四号の改正規定を除く。)、第七十二条の二の二を第七十二条の二の三とし、第七十二条の二の次に二条を加える改正規定、第七十二条の三、第七十二条の五第一項第五号、第七十二条の十二及び第七十二条の十三の見出しの改正規定、同条第二十六項から第三十一項までを削る改正規定、第七十二条の二十三の見出しの改正規定、同条第七項を削る改正規定、第七十二

第一条 この^(旅行期日)

法律は、平成十九年四月一日から施

規 定（「第一 条・第二 条」を「第一 条・第一
二条の二」に改める部分及び「第八十六条
の六」を「第八十六条の五」に改める部分
に限る。）、同法第二条の改正規定、同法第
一章中同条の次に一条を加える改正規定、
同法第三条の二の改正規定（特定目的信
託）を「特定受益証券発行信託」に改め、
「規定する配当等」の下に「（同項に規定す
る剰余金の配当を除く。）」を加える部分に
限る。）、同法第三条の三第五項の改正規
定、同法第六条第三項の改正規定、同法第
八条の二第一項の改正規定（同項中「配当
等で」を「剰余金の配当で」に改める部分
及び同項第二号中「第一百三十条第四号」
を「第二百三十条第一項第四号」に改める
部分に限る。）、同法第八条の三第一項の改
正規定（「受益証券」を「受益権」に改め
る部分を除く。）、同条第二項の改正規定
（「受益証券」を「受益権」に改める部分を
除く。）、同条第五項の改正規定、同法第九
条第一項の改正規定（同項第一号中「受益
証券」を「受益権」に、「第一条第二十一
項」を「第一条第二十二項」に改める部
分、同項第二号中「受益証券」を「受益
権」に、「受益証券」を「受益権」に
改める部分、同項第四号に係る部分及び

同項第八号に係る部分を除く。」、同条第三項の改正規定、同法第九条の二第四項の改正規定、同法第九条の四第一項の改正規定、同法第九条の五の次に「(二)特定目的信託」を「若しくは特定受益証券発行信託の受益権、社債的受益権」に改める部分に限る。」、同条第二項の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定を加える改正規定、同法第九条の三項の改正規定、同項第二号中「第二条第十九項」を「第一条第十二項」に改める部分及び「第二条第一項の改正規定、同法第二十八条の四の改正規定、同法第三十二条第二項の改正規定、同法第三十七条の十第二項第六号の改正規定、同条第三項第一号の改正規定、同法第二十二条第一項」を「第二条第十四項」に改める部分を除く。」、同法第三十七条の十第二項第六号の改正規定、「(信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。)」を加える部分及び「(合併法人)」の下に「(信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る所得税法第六条の三に規定する受託法人を含む。)」を加える部分に限る。」、同項第二号の改正規定、「(又は出資以外の)」を「若しくは出資又は分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として政令で定める關係がある法人的株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出资以外の」に改める部分及び「(されたものに限る)」を「(されなかつたものを除く)」に改める部分を除く。」、同条第四項の改正規定、同法第三十九条第一項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同法第四十条の四第二項第三号の改正規定、「(株式等)」を「(株式等の数)」に改める部分及び同項第四号に係る部分に限る。」、同法第三十七条の十四第一項第三号等証券投資信託の下に「(第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。」、同法第三十七条の十四第一項第三号等証券投資信託の下に「(第三条の二に規定する特定株式投資信託を除く。)」を加える部分及び同項第四号に係る部分に限る。」、同法第三十九条第一項の改正規定、同法第四十条の四第二項第三号の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第二章第

四節の二第二款の改正規定、同法第四十一
条の四の二（見出しを含む。）の改正規定、同法第四十一
号並びに第十四項の改正規定、同法第四十
二条の五の改正規定（同条第四項に係る部
分及び同条第八項中「第二条第三十一号の
三」を「第二条第三十二号」に改める部分
に限る。）、同法第四十二条の六第五項の改
正規定（第二条第三十一号の三）を「第二
条第三十二号」に改める部分に限る。）、
同法第四十二条の四第一項第四号及び第七
号並びに第十四項の改正規定、同法第四十
二条の五の改正規定（同条第四項に係る部
分及び同条第八項中「第二条第三十一号の
三」を「第二条第三十二号」に改める部分
に限る。）、同法第四十二条の六第五項の改
正規定（第二条第三十一号の三）を「第二
条第三十二号」に改める部分に限る。）、
同法第四十二条の十第五項の改正規定（
「第二条第三十一号の三」を「第二条第三
十二号」に改める部分に限る。）、同法第四十二
条第十項の改正規定（「第二条第三十一
号の三」を「第二条第三十二号」に改める
部分に限る。）、同法第四十二条の七第五項
の改正規定（「第二条第三十一号」に改める部分
に限る。）、同法第四十二条の九第
三項の改正規定、同条第六項の改正規定、
同法第四十二条の十第五項の改正規定（
「第二条第三十一号の三」を「第二条第三
十二号」に改める部分に限る。）、同法第
十項の改正規定（「第二条第三十一号の三」
を「第二条第三十二号」に改める部分に限
る。）、同法第四十二条の十一第五項の改正
規定（「第二条第三十一号の三」を「第二
条第三十二号」に改める部分に限る。）、
同法第四十二条の三第二項の改正規
定、同条第十二項の改正規定、同法第六十
二条第一項の改正規定（「第二条第三十一
号の三」を「第二条第三十二号」に改める部
分に限る。）、同法第五十二条の二第二項の
規定（「第二条第三十一号の三」を「第二
条第三十二号」に改める部分に限る。）、
同法第五十二条の三第二項の改正規
定、同条第十二項の改正規定、同法第六十
二条第一項の改正規定（「第二条第三十一
号の三」を「第二条第三十二号」に改める部
分に限る。）、同法第六十二条の三第二項
一項」を「第二条第三十一号の三」を「第二
条第三十二号」に改める部分に限る。）、
同法第六十二条の三第二項第一号の
改正規定、同号ロの改正規定（同号ロ
（2）中「第二条第十九項」を「第二条第二
十二項」に改める部分及び「第二条第二十
一項」を「第二条第十四項」に改める部分
を除く。）、同条第三項の改正規定、同法第
六十五条の七第十五項第一号の改正規定
、同法第六十六条の四第六項の改正規定、同
法第六十六条の六第二項第三号の改正規定

(株式等)を「株式等の数」に改める部分を除く。)、同条第四項第一号の改正規定、同条に二項を加える改正規定、同法第六十条の八第一項の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第三章第七節の四第二款の改正規定、同法第六十七条の六第一項の改正規定、同法第六十七号の前との見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第六十七条の十三第三項の改正規定、同法第六十八条の三の二を削る改正規定、同法第六十八条の三の三(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同条を同法第六十八条の三の二とする改正規定、同法第六十八条の三の四(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同条を同法第六十八条の三の三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の五から第六十八条の三の十四までを削る改正規定、同法第六十八条の十の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十二号の三」を「第二条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十二号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十二第五項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十二号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八条の十四第五項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の六第一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十七条の十二の前との見出しの改正規定、同条の改正規定、同法第六十七条の十三第三項の改正規定、同法第六十八条の三の二を削る改正規定、同法第六十八条の三の三(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同条を同法第六十八条の三の二とする改正規定、同法第六十八条の三の四(見出しを含む。)の改正規定(同条第一項第一号に係る部分を除く。)、同条を同法第六十八条の三の三とし、同条の次に一条を加える改正規定、同法第六十八条の三の五から第六十八条の三の十四までを削る改正規定、同法第六十八条の十の改正規定(同条第四項に係る部分及び同条第九項中「第二条第三十一号の三」を「第二条第三十二号」に、「同条第三十一号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十二号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十二第五項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分及び「同条第三十二号の三」を「同条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十八条の十三第三項の改正規定、同条第七項の改正規定、同法第六十八条の十四第五項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十七条の十三第三項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同条第十一項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)、同法第六十七条の十三第三項の改正規定(第二条第三十一号の三)を「第二条第三十二号」に改める部分に限る。)

第二項の改正規定（「障害者等に」）を「障害者等に」と、「又は収益の分配」とあるのは「収益の分配又は剩余金の配当（第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当をいう。以下この号において同じ。）」と、「対応する利子又は収益の分配」とあるのは「対応する利子、収益の分配又は剩余金の配当」に改める部分に限る。）及び同条第五項の改正規定（「又は収益の分配」を「、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剩余金の配当」と、同条第三項中「信託法」とあるのは「公益信託ニ関スル法律」と、「第六十六条」とあるのは「第一条」に改める部分に限る。）

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百五十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年三月三一日法律第二百四十九号）抄

附 則(平成十九年三月三一日法律第二)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
(施行期日) 三号 抄

行し、平成十九年度の予算から適用する。
(その他の経過措置の政令への委任)

で、第六十七条から第二百五十九条まで及び第三百八十二条から前条までに定めるもののか、この法律の施行に関し必要となる経過措置

は
政令で定める。
附 則（平成一九年三月三一日法律第二
四号）抄

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。
(施行期日)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成十九年度分の地方交付税から適用し、平成十八年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

附則（平成一九年五月一日法律第三五号）抄

<p>附 則 (平成二二年三月三一日法律第一二号)抄 (施行期日) 第三条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項及び別表第一の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定は、平成二十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二二年一月三日法律第六二号) (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (平成二二年度分として交付すべき地方交付税の額の特例)</p> <p>第二条 平成二十二年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十三年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。</p> <p>一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十二年度分の地方交付税の総額</p> <p>二 イ及びロに掲げる額の合算額</p> <p>イ 平成二十二年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の合算額</p> <p>ロ イに規定する合算額の九十四分の六に相当する額に新法第二十条の三第二項の規定により平成二十二年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額</p> <p>附 則 (平成二三年三月三一日法律第五号抄 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。 (地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下この条において「新地方交付税法」という。）の規定は、平成二十三年度分の地方交付税から適用し、平成二十二年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p> <p>二 平成二十三年度から平成二十七年度までの各年度分の地方交付税に限り、新地方交付税法第</p>	<p>人口 二号 官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口</p>
---	--

六条の二第二項及び第三項並びに第十五条第一項の規定の適用については、新地方交付税法第六条の二第二項中「百分の九十六」とあるのは、「百分の九十四」と、同条第三項中「百分の四」とあるのは「百分の六」と、新地方交付税法第十五条第二項中「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

附 則（平成二三年五月一日法律第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二三年六月三〇日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第十四条（地方自治法別表第一地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の項の改正規定に限る）、第十五条及び第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定に限る）の規定並びに附則第十四条、第八十五条规定（許可を得たもの）の下に「（発行について地方財政法第五条の第六項の規定による届出がされたもののうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）を加える部分に限る。」に限り、及び第一百二十三条第一項の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）

<p>(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、附則第二十四条の規定は、公布の日から施行する。 <small>(政令への委任)</small></p>
<p>附 則 (平成二十三年一二月二日法律第一 <small>(施行期日)</small> 一六号) 抄</p>
<p>附 則 (平成二十四年三月三一日法律第一 <small>(施行期日)</small> 八号) 抄</p>
<p>附 則 (平成二十四年八月二二日法律第六 <small>(施行期日)</small> 九号) 抄</p>
<p>第一 条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。</p>
<p>第二 条 第一条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十四年度分の地方交付税から適用し、平成二十三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p>
<p>一 略</p>
<p>二 第四条の規定並びに附則第十六条、第二十二条及び第二十三条の規定 平成三十一年四月一日</p>
<p>三 略</p>
<p>四 第五条の規定並びに附則第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定 令和二年四月一日</p>
<p>第五条 第三条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用し、平成二十五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。</p>
<p>第六条 第四条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和元年度分の地方交付税から</p>
<p>（第四条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）</p>
<p>（第三条の規定による地方交付税法の一 に伴う経過措置）</p>

適用し、平成三十年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(第五条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、令和二年度分の地方交付税から適用し、令和元年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることとする。

附 則 (平成二十五年三月六日法律第一号)

(施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 税の総額の一部の平成二十五年度における交付等)

2 平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち第一条の規定による改正後の地方交付税法(以下この項において「新法」という。)附則第十一條に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。
この場合における平成二十四年度における地方交付税の交付については、新法附則第十二条の規定にかかわらず、同号に掲げる額から同号に規定する平成二十四年度当初通常収支分交付税額及び四千九百十九万五千円を控除した額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成二十四年度分の地方交付税の総額から新法附則第十一條に規定する平成二十四年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ 及びロに掲げる額の合算額

イ 平成二十四年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ 平成二十四年度当初通常収支分交付税額
(平成二十四年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額から第一条の規定による改

2	市町村	道府県	類体の種	地方団
	地域の元気づ くり推進費	地域の元気づ くり推進費		経費の種類
	人口	人口	測定	単位費用
前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲 げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定	円 二六一	円 五二八 一人につき	円 五二八 一人につき	単位費用

二　イ及びロに掲げる額の合算額

　　イ　平成二十五年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

　　ロ　平成二十五年度当初通常収支分交付税額（平成二十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額からこの法律の規定による

(第二条の規定による地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 第二条の規定による改正後の地方交付税法の規定は、平成二十六年度分の地方交付税から適用する。

附 則（平成二七年二月一二日法律第一号）

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。
(平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の平成二十七年度における交付等)

分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から返還金等の額（当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額

測定単位の数値の算定の基礎	表 示	単 位	人 口	測 定	單 位	人 口
				官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口		
の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めることにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。						

改正前の地方交付税法附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための六千五十三億二百四十二万二千円を控除した額及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)附則第二項の規定に基づき平成二十五年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。から返還金等の額(当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額をいう。以

2 平成二十六年度分として交付すべき地方交付税の総額のうちこの法律の規定による改正後の地方交付税法（以下「この項において「新法」という。）附則第十一条に規定する平成二十六年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十七年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができ

2 二年新地方交付税法附則第八条の規定は、令和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定过大と認められる額の算定について適用し、平成二十九年度分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る二年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税額等のうち算定過少又は算定过大と認められる額の算定については、なお従前の例による。

3 令和二年度分の地方交付税に係る地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第一項及び第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項 の表市 町村の 項第三 号の二		第一号に規定する 改正後地方税法第 四百四十二条第五 号	地方税法第四 百四十二条第 五号	軽自動車税の 規定する軽自動車 税の改正後地方税 法第四百四十二条 第一号に規定する 改正後地方税法第 四百四十二条第五 号
第一項	同法第七 十二条の 七十六	二年新地方交付税法附則第八条の規定は、令 和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基 準税額等のうち算定過少又は算定過大と認めら れる額の算定について適用し、平成二十九年度 分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る二 年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税 額等のうち算定過少又は算定過大と認められる 額の算定については、なお従前の例による。	二年新地方交付税法附則第八条の規定は、令 和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基 準税額等のうち算定過少又は算定過大と認めら れる額の算定について適用し、平成二十九年度 分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る二 年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税 額等のうち算定過少又は算定過大と認められる 額の算定については、なお従前の例による。	二年新地方交付税法附則第八条の規定は、令 和二年度以降の年度分に係る同条に規定する基 準税額等のうち算定過少又は算定過大と認めら れる額の算定について適用し、平成二十九年度 分、平成三十年度分及び令和元年度分に係る二 年旧地方交付税法附則第八条に規定する基準税 額等のうち算定過少又は算定過大と認められる 額の算定については、なお従前の例による。

従業者数	市町村の 及び当該	令和三年度分の地方交付税に係る地方交付税 法第十四条の規定による基準財政収入額の算定 に係る同条第一項及び第三項の規定の適用につ いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。	第三項の 表市町村 の項第十 五号	前年度の 環境性能 割交付金 の交付額	当該年度の環境性能 割交付金の交付見込 額として総務大臣が 定める額
4					

		号一第十項の村町市表の項三第	
5		令和四年度分の地方交付税に係る地方交付税 法第十四条の規定による基準財政収入額の算定 に係る同条第一項及び第三項の規定の適用につ いては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄 に掲げる字句とする。	従業者数
い た	並 びに前 年度の法 人事業税 交付額の用 に用		、 当該年度における

村町市	県府道	類種の体団方地	
金費債償政還基策	二費経濟対策臨時	二費経濟対策臨時	類經費の種
起にござることがで こすことに特 別な度	人口	人口	測定単位
臨時財政対策の ため令和三年度の ためにおいて特 別な度	た地方債の額	臨時財政対策の ため令和三年度の に起きたこととされ ることとされ	単位費用

第一条 この法律は、公有の財を用ひて施行する。
**(臨時経済対策費及び臨時財政対策債償還基金
費の基準財政需要額への算入)**

第二条 令和三年度に限り、各地方団体に対しても
交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第一
条の規定による改正後の地方交付税法（次条に
おいて「新法」という。）第十一条の規定によ
る基準財政需要額は、同条の規定により算定し
た額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費
の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規
定により算定した測定単位の数値を乗じて得た
額を加算した額とする。

第六十条 附則第十五条、第十六条、第五十一条
及び前三条に定めるもののほか、この法律の施行
に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措
置を含む。）は、政令で定める。

測定単位	測定単位の数値の算定の 基礎	
	人	表
一 人口	官報で公示された最近の 国勢調査の結果による当 該地方団体の人口	人
二 臨時財政対策のため令和三年度において特別に起きたこととされた地方の額	地方財政法（昭和二三十年法律第百九号）第三条の五の二第一項の規定により令和三年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円

（令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和四年度における交付）

第三条 令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額のうち新法附則第十一條に規定する令和三年度震災復興特別交付税額以外の額については、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、新法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された令和三年度分として交付すべき地方交付税の総額から新法附則第十一條に規定する令和三年度震災復興特別交付税額を控除した額

二 イ 及びロに掲げる額の合算額

イ 令和三年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額

ロ イに規定する合算額から一兆五千億円を控除した額の九十四分の六に相当する額を参照して、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、臨時経済対策費に係る測定単位の数値は、人口の多少による段階その他の事情を参考して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。

新法第二十条の三第二項の規定により令和三年度分の地方交付税の総額に算入された額を加算した額を附則として定めたものである。

附 則 (令和四年三月三一日法律第一号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第二号)抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。
(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法(次条において「新地方交付税法」という。)の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

(令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例)

第三条 令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金額の交付見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とする。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七十六条抄)

(施行期日)
第一条 この法律は、こども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (令和四年一月一八日法律第八号)抄

(施行期日)

(施行期日)						
(臨時経済対策費の基準財政需要額への算入)						
第二条 令和四年度に限り、各地方団体に対しても交付すべき普通交付税の額の算定に用いる地方交付税法(次条において「法」という。)第十九条の規定による基準財政需要額は、同条の規定により算定した額に、次の表に掲げる地方団体の種類、経費の種類及び測定単位ごとの単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。						
測定単位	測定単位の数値の算定の基礎	人口	道府県	類別	地方団体の種類	経費の種類
人口	(令和四年度分として交付すべき地方交付税の総額の一部の令和五年度における交付)	官報で公示された最近の国勢調査の結果による当該地方団体の人口	対策費	臨時経済	市町村	単位費用
単位	人	人	人	人口	人口	単位
2	前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。ただし、当該測定単位の数値は、人口の多少による段階の他の事情を参考して、総務省令で定めるところにより、その数値を補正することができる。	一、八〇〇	一、八〇〇	一人につき	円	円

類種の体団方地	種経費の
	測定単位
円	単位費用

第一条 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和六年五月二九日法律第四〇号抄）

第三条 令和六年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額と交付税法第十四条の規定による基準財政収入額との算定に係る同項第三項の規定の適用についての規定は、同項の表道府県の項第十六号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与額」として総務大臣が定める額と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同表市町村の項第十一号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは、「当該年度の地方消費税交付金の見込額として総務大臣が定める額」と、同項第十二号中「前年度の航空機燃料譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の航空機燃料譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは、「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額として総務大臣が定める額」とある。

（地方交付税法）一部改正に伴う経過措置

第二条 第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和六年度分の地方交付税から適用され、令和五年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和六年度における基準財政収入額の算定期方

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
(施行期日)
(地方交付税法第一條又第三条の経過措置)

農業1費業5労働6		費健5育4ども3生費2福祉社		費活1保生2費生4労働厚		教育費の5他のそ		学校費別支援特				
農家数	人口	七十五歳以上人	六十五歳以上人	十八歳以下人口	人口	人口	町村部人口	徒の数	高等専門学校及び大学の学生の幼稚児、児童及び生徒の数	人口	学級数	教職員数
○○一 一 一 七、 き つ き	一○四 ○○五 一 人 に つ き	一○九 八、 三	一○五 八、 二	一○九 八、 六	一○一 四、 九	一○一 四、 九	一○七、 五	一○一 四、 五	一○九、 三一 二、 一	一○二、 一八	一○八、 ○○一	三、 ○○五 八

千円につき
六〇

千円につき
三三

千円につき
五九

千円につき
六〇

千円につき
四一

市町村										十四年 國土強靭化施		費債償還	
4 費公			3 計画都			2 費港			1 木道橋りよう費			還費策債償	
人口	都市計画区域における人口	漁港における係留施設の延長	郭施設の延長	港湾における外郭施設の延長	港湾における係留施設の延長	道路の延長	道路の面積	人口	人口	額	令和元年度から令和五年度まで	の各年度において	行について同意又は許可を得た地方債の額
五三八	九八一	九八一	二六〇	二六〇	一、メートルにつき三、	一メートルにつき一、	一メートルにつき五、	二〇〇	八、三〇〇	千平方メートルにつき七、九	○○	一人につき一、八	千円につき二八

○ 一 ○ 一〇 一四 一〇二 一〇二 き 一〇 一〇〇 一〇 き 一〇 一
九人 四人 ○ 七人 六人 九一校 五 学 ○ 四人 八 一校 ○ 一学級 五 一に
、に 四つ 八に ○ 、に 、一に 、一級 七 、二に 、八 一八 につ 三
四三 二き 五き 五き ○ ○き ○ ○ つ 四き ○ 七き

費域3 振興地	帳費 基本費 住民費 戸費	籍2 2 2	稅費 務費 徵費	六 總	費 行政費 行政費 工商費	工 行政 商	3 3	行政 野水產 林	2 行政 農	業 經濟 農	1 經濟 產	費 業 五 經 濟 產	5 健 福 祉	6 掃 費 清	費 健 育 費 齡 者 保 育 高 子 ど も こ う	4 費 健 衛 生 保 健 保 育 費 会 福 祉 社 社
人口	世帯数	戸籍数	世帯数	人口	の従業者数	林業及び水産業	農家数	人口	口	七十五歳以上人	六十五歳以上人	十八歳以下人口	人口	人口		

○ 一九き一 ○ 一二き一 ○ 一〇 一〇 一 戸 一〇 一〇 一〇 一〇 一〇
一人〇 世〇 一、四〇 五〇 二、五〇 三〇 一〇 五〇 八〇 七〇 一〇 一〇 一〇
一、に 二、四 一、に 二、五 一、に 二、五、一 一、に 二、五、一 一、に 二、五、一 一、に 二、五、一
七つ 四き 〇 につ 二き 一 つ 三六き つ 〇 につ 一 つ 六き 九き 一 つ 一 つ 一 つ
四き 〇 につ 二き 一 つ 三六き つ 〇 につ 一 つ 六き 九き 一 つ 一 つ 一 つ

市町村	道府県	地方団体の種類	別表第二（第十二条第五項関係）		
			面積	人口	測定単位
面積 き	人口 〇	円 一平方キロメートルにつ 二、二〇〇、〇〇〇	円 一人につき 九、七四〇 一平方キロメートルにつ 一、〇六二、〇〇〇	円 九、七四〇 一平方キロメートルにつ 一、〇六二、〇〇〇	単位費用
人口 き	円 一九、四〇	円 一九、四〇	円 九、七四〇 一平方キロメートルにつ 一、〇六二、〇〇〇	又は許可を得た 地方債の額	行について同意